

組織犯罪処罰法改正を考える

〈立法理由の正当性、濫用の危険性そして専門家のあり方についての一考察〉

岡本洋一

I はじめに〈考察するテーマと問題設定について〉

本稿は、昨年二〇一七（平成二九）年六月に第一九三回国会で成立した、「共謀罪」あるいは「テロ等準備罪」と呼ばれる六条の二の罪をふくむ組織犯罪処罰法、つまり、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九年法律第六七号、以下、審議中は「改正法案」、成立後は「改正法」と略。）をめぐる国会の審議を分析し、六条の二の罪における立法目的とその正当性の可否、このような立法目的とその具体的手段としての六条の二の罪の各成立要件との整合性の有無、これらに由来する同罪の将来の刑事司法における濫用の危険性の有無、さらには、この法案の審議に関わった国会議員、官僚、参考人として意見を述べた研究者

など刑事法の専門家とも言うべき人びとの社会的な役割ないし責任のあり方をも考察しようとするものである。⁽¹⁾⁽²⁾

改正法案六条の二の罪新設が、さまざまな議論を呼ぶような問題のあるものであることは、本稿各註に示した先行研究ですでに指摘を受けている。とはいえ、本稿では、これらとは分析視角を変えて、あえて煩瑣を厭わずに、同罪新設をめぐる国会審議に焦点を当てて、実際にどのような国会でどのような論議があったのか、そこから見てくる問題性とは何かを考察したい。⁽³⁾ もちろん、このような分析視角は、同罪の一部分を捉えたものにすぎない。とはいえ、それでも、日本の刑事立法は、現に本稿で考察されたような議論を経て制定されている。本稿における考察は、日本における刑事立法の制定過程における問題性という大きな視野にも向けられている。

とはいえ、いずれにしても、議論となつている特定の法令(案)について考察する際のすべてのスタートは、その議論となつている法令(案)の規定そのものの理解にあることは言うまでもない。それは、改正法案六条の二の罪に賛成する立場にある、弁護士資格を有する与党議員であれ、あるいは、筆者をふくむ同罪の問題性を指摘する研究者であれ、あるいはそれ以外の者であれ、同じことと言えよう。

改正法第六条(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画) 第六条の二第一項

次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。以下略)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画した犯罪実行の準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する(下線部は筆者。以下略)。

この規定の文言をそのまま読むかぎり、ある野党議員が的確に指摘したように、改正法案六条の二の罪の名称は、いわゆる「組織的犯罪集団による計画・準備罪」と言えようか。⁵⁾

とはいえ、法律の専門家ならば、個別具体的な事例において、特定の法令（案）の規定に書かれている言葉の意味内容を明らかにすることはもちろん、さらに専門家として、そこに書かれている以上のものを指摘できるであろうし、指摘すべき責任がある。すなわち、その規定には書かれてはいないが、その背後にたしかに存在し、その規定が前提としているもの、あるいはその規定が、この社会や時代において実際に運用されたならば、どのようなことが起こりうるのかについても、考察し、社会に対して明らかにする役割ないし責任がある。要するに、法律の専門家として指摘すべきことは、その規定そのものだけではなく、法令（案）が位置する法体系や、その規定が実際に運用される刑事司法の現状、刑事司法をとりまく時代、社会的背景、さらには刑事司法を担う担当機関の性格などについての考察とその知見の普及と言える。

本稿は、このような分析視角や問題意識から、以下のように考察を進める。すなわち、改正法案六条の二の罪新設における立法理由の正当性の有無（Ⅱ-1）、同罪における各要件論と近代刑法原則との関係（Ⅱ-2）そして改正法案における濫用の危険性と、政府答弁や専門家の説明からうかがうことのできる刑事司法についての歴史認識ないし現状認識（Ⅱ-3）について、それぞれ考察し、最後にこれらをまとめて、結論とする（Ⅲ）。

II-1 改正法案における立法理由の正当性・必要性をめぐって

以下、国会審議において改正法案六条の二の罪新設の立法理由として説明された三つの理由をそれぞれ検討し、その立法理由に正当性があるかを検討する。

とはいえ、結論から言えば、国会における審議や質疑応答を分析するかぎり、政府説明による改正法案への立法理由に新たな刑事立法のための正当性や必要性を認めることは非常に難しい。

(1) 金田法務大臣による改正法案の提案理由は、三つの柱からなっていると云える。すなわち、第一に、まず、国外との関係においては、東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京オリ・パラ」と略）開催を控え、現在、世界各地で重大なテロ事犯が続発し、日本もテロの標的として名指しされ、実際に、海外において邦人にも多数の被害者を出すテロ事件が発生している。第二に、日本国内においても、暴力団などが関与する対立抗争事犯や高齢者などを狙った特殊詐欺事犯などの組織犯罪も後を絶たず、国民の平穏な生活を脅やかしている状況にある。そして第三に、テロをふくむ組織犯罪を未然に防止し、これと闘うための国際協力を可能とする国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下、単に「条約」と略。）は、二〇〇三（平成一五）年五月に国会ですでに承認されており、国際的には一八七の国が締結済みではあるが、日本は条約締結のための国内法整備がまだのため、締結してはならず、そのための国内法整備が必要であり、そのために改正法案六条の二の罪新設が必要であるとするのである。⁽⁶⁾

第一の立法理由とされる国際的なイベントとテロ事件との関連は、一見するとありそうな話ではある。とはいえ、質問と答弁を重ね、審議を経るうちに、政府の説明は、当初のオリンピックにおけるテロ対策としての改正法案成

立の必要性から、むしろ、テロと国際的な組織犯罪との関連性の強調へと視点を変化させていく⁽⁷⁾。すなわち、国際的なイベントとテロ対策そして新たな犯罪規定の創設は、その印象とは異なり、政府作成の公式文書に明らかに示されているとは言えない。

たしかに、たとえば、二〇一六（平成二八）年一月の内閣官房などが作成した東京オリ・パラ関連の政府文書においては、法務省や警察庁などにおけるセキュリティ対策として、海・空港などにおける、いわゆる水際対策や国内外の情報収集・分析機能の強化などは指摘されているが、組織犯罪処罰法改正といった新たな立法整備などの記述を確認することはできない⁽⁸⁾。

また、安倍総理の答弁でも触れられていた、二〇一三（平成二五）年二月に閣議決定された「世界一安全な国、日本」においても、オリ・パラ開催を契機として地域の絆やその連帯の再生・強化、さらに新たな犯罪対策による良好な治安の確保などをめざすとされてはいたが、組織犯罪対策としての法整備は、サミットやオリンピックでのテロ対策とは別個のものとして位置づけられている⁽⁹⁾。

たしかに、安倍総理を始めとする政府答弁には、取り組むべきテロ対策として、条約締結やそのための改正法案成立の他に、官邸直轄の国際テロ情報ユニットの新設、国際社会との緊密な連携による情報収集や分析の強化、水際対策の徹底、重要施設ないし警備の薄い、いわゆるソフトウェアなどに対する警戒警備やサイバーセキュリティ対策の強化などが示されていた⁽¹⁰⁾。

このような政府説明における改正法案成立と条約締結をふくむ総合的なテロ対策の概要は、官邸にある国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部が作成した「テロの未然防止に関する行動計画」の内容に則したものとと言える⁽¹¹⁾。これは、確認できるだけで、二〇〇四年から二〇一七年まで五回改訂されている。

とはいえ、これらの政府のテロ対策文書においても、改正法案成立と条約締結そして東京オリ・パラとの関係性が明示されているわけではない。ここからも、金田法務大臣が述べるような改正法案六条の二の罪新設の第一の立法理由は、どうしても唐突との印象を拭うことは難しい。

これに代わる政府側の説明は、オリ・パラなどの大規模イベントにおいては、組織的な犯罪が増加する傾向にあるという指摘である。具体例として挙げられているのは、たとえば、アテネ・オリンピックでの人身取引事案やドイツ・サッカーワールドカップ大会での組織的な偽チケット販売や違法売春、アメリカ・スーパーボウル開催での人身取引被害者の開催地への移送などの増加そしてブラジル・リオデジャネイロ・オリンピック開催中のテロリストグループ摘発などである。¹²⁾ これらもまた、ありそうな話ではあるが、だからといって、ただちに改正法案六条の二の罪新設をするほどに切迫した犯罪状況が日本にあるかと言えるかの説得力には乏しい。

(2) 続いて改正法案六条の二の罪新設の第二の立法理由とされたのが、国内における暴力団抗争、そして高齢者への組織的な特殊詐欺事犯であった。これも一見するとありそうな話ではある。とはいえ、まず前者の暴力団抗争については、国会審議の中においては具体的な統計などは示されてはいない。これは野党議員からの質問などがなかったことが要因なのか、理由はよく分からない。また実際に確認できる警察庁の組織的犯罪についての統計には、たしかに暴力団についての統計は存在するものの、改正法案六条の二の罪新設の理由とされたテロなどの統計は確認できない。¹³⁾

とはいえ、後者の特殊詐欺については、その認知件数、被害額などの深刻さが、警察庁官房審議官から説明されている。たとえば、二〇一〇（平成二二）年以降、特殊詐欺についての認知件数は増加しており、その被害額は二〇一四（平成二六）年の約五六六億円をピークとして、その後は少しずつ減少しているが、なお、四〇〇億円程

度で高止まりしていること、被害者の六割以上が六五歳以上の高齢者であることなどが指摘されている⁽¹⁴⁾。たしかにこれは深刻な事態と言える。

とはいえ、改正法案を審議していた二〇一七年四月ころの犯罪状況は、安倍総理もその答弁で認めていたとおり、全体としては良好と言える状態にはあった。⁽¹⁵⁾ そのことは、二〇一七（平成二九）年に法務省法務総合研究所が作成した「犯罪白書の概要」からも確認できる。それによれば、二〇一六（平成二八）年の刑法犯における犯罪認知件数は、そのピークであった二〇〇二（平成一四）年の約三分の一程度まで減少し、戦後初めて一〇〇万件を下回ったとされているからである。⁽¹⁶⁾ ここからは、改正法案六条の二の罪のように、劇的に刑事法体系を変化・変容させることが必要なほど危機的な犯罪状況にあったのか、特殊詐欺以外にはあまり、見るべきものはないと言えるであろう。

(3)とはいえ、たしかに、海外ではテロ事案による邦人の死傷者も出たことは政府の説明にもあった。またさらに、国内におけるテロ事案と言えるものも、政府の説明によれば、いくつか確認できるという。とはいえ、その際のテロリズムの定義とは何かについて政府の答弁は微妙に異なっており、いくつかの定義が併存している状況にあった。たとえば、一方で、テロリズムの定義を「特定の主義主張に基づき、国家等にその受け入れ等を強要し、または社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等」とする答弁がある。⁽¹⁷⁾

これは、自衛隊法、特定秘密保護法そしてドローン禁止法に定めるテロリズムの定義を簡略化したものと言える。これらの定義にしたがって、正確に言えば、ここでのテロリズム概念とは、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的」で、「多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」ということになる。⁽¹⁸⁾

他方で、これより簡略化されたテロリズムの定義を用いて、国内のテロ事件の統計、事例を紹介した答弁もあった。すなわち、警察庁や海上保安庁に關する法令の規定に基づいてテロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意圖して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動」とする。そして国内でのテロ事件の戦後からの正確な統計はないとしつつも、極左暴力集団によるテロ・ゲリラ事件などは、統計のある一九七二（昭和四七）年以降では一一六一件発生しており、主な事件として、一九七四（昭和四九）年八月の三菱重工ビル爆破事件、一九八八（昭和六三）年九月の千葉県収用委員会委員長の路上襲撃事件を挙げる。また右翼によるテロ・ゲリラ事件として統計のある一九八〇（昭和六〇）年以降では二〇〇件、主なものとして一九六〇（昭和三五）年一〇月の社会党委員長殺人事件、一九九一（平成二）年一月の長崎市長殺人未遂事件を挙げる。ほかにオウム真理教による一九九四（平成六）年六月の松本サリン事件と一九九五（平成七）年三月の地下鉄サリン事件も挙げる¹⁹。後にも述べるように、そもそも議論の基礎となるべきテロ事案における具体的な統計と言った場合におけるテロリズム概念とは何かについて、既存の法令においても、政府の答弁においても、一貫したものであるとは言えない状況にあった。

また、金田法務大臣が改正法案成立の理由とした国際的なテロリズムの発生が現実的に日本で起こりうるのかについての説明にも疑問があった。というのも、政府答弁によれば、国内のテロの可能性についての例証として政府がその答弁で取り上げているのは、国際的なテロリズム集団の代表例と言えるアルカイダ関係者が日本に潜伏した事例が一九九九（平成一一）年九月以降、少なくとも六回の出入国があったことだけが紹介されているだけである²⁰からである。

このように、ただちに日本国内における国際テロの危険が確認できないことは、むしろ、法案六条の二の罪新設

の必要性を訴えるのには説得的ではないものとなっている。すなわち、それは、日本国内における国際テロが起きにくい国際情勢にあること、あるいは、改正法案成立前の政府のテロ対策が非常に有効に働いている成果と言えるからである。そのように考えるとすれば、当然のように、改正法案六条の二の罪のような、新たな立法をする必要性は、国内においては存在しないのではないかという疑問が湧いてくる。

(4)このように改正法案六条の二の罪新設の必要性として、国際的なイベントや国内における犯罪状況などの立法理由は、国会審議を経るたびに疑わしくなっていく。このことを払拭するかのように、政府が強調するのは、改正法案成立への第三の理由とされる改正法案成立と条約締結の必要性、とくに国際社会における脱「法の抜け穴（ループホール）」論ともいえる論理である。たとえば、安倍総理の答弁のように、条約を締結していないのは、世界で日本をふくめて一カ国のみ、とくに先進七か国、G七では日本のみで、日本は、新たな刑事立法をしないことによつて、国際的なテロないし組織犯罪対策を進める国際社会において、法の抜け穴（ループホール）となるわけにはいかないという説明である。^①

この脱抜け穴論の論理を推し進めれば、条約の内容への精査は自ずから軽視ないし看過されるものとなる。実際に、国会の審議においては、そのような展開になりつつあった。たとえば、条約の目的を定める一条にテロ対策が明示されていないなくても、また条約五条一項（a）（i）で条約締結国に求める立法形式のうち、合意の目的が「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため」とあり、条約がテロ対策というよりは、マフィアなどへの対策であることが明らかであっても、なお立法は正当化されるといふ政府の論理である。^②

すなわち、この脱抜け穴論とは、言い換えれば、穴のない越境的ないし国際的な犯罪予防という形式的な理由をもつて、その実質的な内容、つまり、国内における犯罪状況やテロの現実的な危険性の度合いなど、国内的な新

たな刑事立法の必要性を吟味せずとも、改正法案六条の二の罪のような国家刑罰権を飛躍的に拡張・拡大する新たな刑事立法を正当化することができる論理とさえ言えよう。

条約第一条 目的

この条約の目的は、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うための協力を促進することにある。

同第五条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

一項 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであつて、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの（下線部は筆者）

ただし、外務大臣はじめ、政府側の説明は、改正法案六条の二の罪を「テロ等準備罪」と命名したためなのか、条約とテロ対策との関連性を強調する趣旨の答弁を繰り返している。いわく、たしかに、条約の規定にテロ対策は明示されていないが、それは、テロリズムという概念の定義について国際的な確定・一致が困難なためであり、そのような困難ゆえの条約締結に至らないということを避けるための方策としてである。一般論として言えば、テロ活動と国際的な組織犯罪との間には強い関連性があると指摘されている。実際には、条約締結までの経緯から条約がテロ対策の一環として国際的に認識されてきたし、現に条約が採決された二〇〇〇年一月国連総会決議でも

有効な手段として条約が指摘されているし、二〇一四年一二月の国連安保理決議やG八などの各サミットにおいても各国に対し条約締結が要請されている、と。⁽²³⁾

とはいえ、このような条約の成立までの実質的な経緯から、改正法案六条の二の罪新設のような新たな刑事立法制定の正当化理由とすることには、無理があるし、問題も大きい。それは、条約上明文化されていないという形式的な理由に加えて、さらに実質的な理由もある。すなわち、同罪新設のように、捜査機関への新たな捜査権限の付与や、国家刑罰権のさらなる拡張を意味する新たな刑事立法制定における場面においては、真偽が不明なときには自由を優先するという「疑わしきは自由のために」の法理ゆえにである。

実際に、二〇〇三（平成一五）年三月の国会承認当時、外務省が作成した条約解説における条約成立の経緯などの説明には、「テロ」「テロ対策」などの言葉は確認できない。また当時の外務省、警察庁そして法務省刑事局付検事による条約についての解説にも、同じく「テロ対策」などの趣旨の説明を確認することはできない。⁽²⁴⁾

このように見てみると、政府答弁における、条約はテロ対策、それゆえに改正法案新設が必要であるという論理はいかにも苦しい。国内法整備ありき、条約締結ありきの結論を正当化するための名目、しかも、後付けの理由としてのテロ対策という印象も拭うことはできない。

たしかに、先行研究によれば、テロリズム概念は、テロ対策の国際的な法的枠組みにおいて基本的な概念でありながら、その政治性ゆえに世界的に共有できるものを見だし難いと指摘されてきた。すなわち、テロリズムは許されないという総論的な見解の一致はあるものの、そもそもテロリズムとは何かというテロリズムの定義については、その政治的な性格ゆえに国際的には一致を見ていないという実情である。ここにいうテロリズム概念における政治的性格とは、テロリズムの語源、歴史的な淵源にある。すなわち、テロリズムという言葉の語源が、フランス

革命における政府による恐怖政治に由来しており、政府による反対派の弾圧という歴史的な意味があり、そこにテロリズム概念の歴史的淵源があること、その後の歴史においても、抑圧的な政府に対する抵抗運動もテロリズムと言えるのか、反対にそのような抑圧的な政府の行為もテロリズムと言えるのかをめぐっての政治的、理論的な対立があったことを意味しているのである⁽²⁶⁾。

このようなテロリズム概念をめぐる論争は、近代国家やその国家刑罰権の正当性とからむ古くて新しい根本的な問題と言える。すなわち、なぜ近代国家は正当な存在と言えるのか、なぜ近代国家だけが、警察や軍のような強力で組織的な実力ないし権力を独占して有することができるのか、あるいは、なぜ刑事司法における身体拘束や捜査権限のように、警察組織は強制権限を有し、実力行使をすることが正当なものとして許されるのか、という根本的な問題である。

このような根本的で、それゆえに政治的価値が激しく対立しうる議論を避けるため、国際的には包括的かつ統一的なテロリズム概念の確定や明文化を諦め、いわばパッチワーク的に、ハイジャックや大量破壊兵器のように、個々具体的にテロリズムの典型的な手段として用いられる犯罪などを規制するような、個別的なテロリズムに関する条約を締結しているのが現状とされる⁽²⁶⁾。

政府答弁も、上記のようなテロリズム概念の政治性とそれゆえの国際的な暫定的な解決方法を説明し、そのうえでテロと組織犯罪との関連性を強調して、条約締結のための国内法整備としての改正法案六条の二の罪新設の必要性を強調する。いわく、たしかに、ハイジャック防止条約など、これまでに個別的なテロリズム対策に関連する一三の条約を締結し、国会で承認している。とはいえ、これらはいずれもテロリズムをふくむ組織的犯罪を防止するものではなく、それゆえに、条約締結とそのため国内法整備である改正法案成立が必要であると⁽²⁷⁾。

とはいえ、ここでも、テロ対策としての改正法案六条の二の罪の有効性への素朴で、しかも強力な疑念が浮かぶ。すなわち、単独でのテロ攻撃、つまり、ローンウルフによるテロの計画・準備に対しては、二人以上といった組織性を求める条約や改正法案六条の二の罪の適用対象にはならないのではないかと。この点については、たしかに、適用対象にならないことを政府答弁や専門家でも認めているし、実際の事案としても外国の例を引き合いとして、単独犯による自爆型のテロリズムの成功率の高さやその社会的衝撃度の高さも、指摘されている²⁸⁾。

ただし、専門家による参考人発言の中には、これら単独によるテロもまた、国際的なテロリズム組織に影響を受けているものもあり、条約やそのための国内法整備である改正法案を成立させることによって、これら背後にある組織の資金源などを断ち切ることにより、単独テロを間接的に減らす効果があると指摘するものもあった²⁹⁾。

しかし、いずれにしても、このような間接的な効果しか期待できないような改正法案六条の二の罪をして、「テロ等準備罪」と呼ぶことが、はたして適切なのかという疑問が当然のように湧いてくる。この疑念に対しては、安倍総理以下、政府は次のように反論する。いわく、改正法案六条の二の罪は、テロ組織をふくむ組織的犯罪集団による犯罪実行前の段階での検挙・処罰を可能とするものであり、現在における国内外の犯罪実態を考慮すれば、適用対象の典型はテロ集団をふくむ組織的犯罪集団となり、したがって、この規定に「テロ等準備罪」という呼称を付けることは、このような罰則の実態を適切に反映しているのだ、と³⁰⁾。

このように改正法案六条の二の罪の名称を「テロリズム集団」としたとしても、その具体的な要件における法的効果とえば、さらに疑わしいものとなっている。すなわち、政府答弁によれば、この改正法案六条の二における「テロリズム集団その他の」という文言は、「その他の」とあるように、ある団体が組織的犯罪集団に該当するか否かをよりわかりやすく例示したものであり、この規定の構成要件ではないので、テロリズムの定義は必要ないと説

明する。⁽³¹⁾「テロ等準備罪」のテロとはあくまで例示にすぎないということになる。

さらに、この「テロリズム集団」とは例示にすぎないがゆえに、もし仮に、この「テロリズム集団」という文言を削除しても、あるいは、他の例示として、「暴力団その他の組織犯罪集団」へと例示の文言を変えたとしても改正法案六条の二の罪の成立範囲、法的効果が異なることはないとも説明されている。⁽³²⁾

このような改正法案六条の二の罪の内実、具体的な要件における「テロリズム集団」の法的効果についての政府の説明、審議における質疑応答を概観すると、そもそも、同罪を、政府が言うような、「テロ等準備罪」と呼称することそのものがますます疑わしくなってくる。⁽³³⁾ 同罪の呼称の印象の強さと、その呼称が果たす同罪における犯罪成立要件への法的効果の弱さとの齟齬が際立っている。

とはいえ、改正法案の審議の期間における新聞報道においては、改正法案六条の二の罪を「テロ等準備罪」とする記事はほとんどなく、「世論操作」が「成功」したとまでは言えないようではある。⁽³⁴⁾ むしろ、問題なのは、このような新聞を元にしていないネット情報やソーシャル・ネットワーク（SNS）の影響であったのかもしれない。

(5)とはいえ、政府の答弁によれば、そのような条約、改正法案であっても、成立そして条約締結のメリットはなお存在すると説明される。そのメリットは、たとえば、マネー・ロンダリングやテロ資金対策の各国政府間会合として設立されたFATFの勧告要請の充足、マネロンやテロ資金に関する捜査、犯罪人引き渡しなど、より広範な国際協力の獲得、国際金融における信頼の維持、さらには国際的な発言力と影響力の強化である。⁽³⁵⁾

これまでも、犯罪収益などへの新たな法的規制やその改正の必要性を指摘する際に、FATFからの定期的な報告を挙げるのが、法務省検事や警察官僚の文章における通例と言ってもよい。⁽³⁶⁾

また、条約締結によって、外国からの犯罪行為者の引き渡しのやり取り、情報共有などの国際間の捜査共助が、

これまでよりも円滑になるといふ政府からの説明もあった。³⁷⁾ とくに条約締結によって、アメリカや韓国のように現在二国間での犯罪人引き渡し条約を締結している政府以外との多国間における犯罪人引き渡しの実効性が、現在よりも高まることが期待されると説明されている。³⁸⁾

しかし、これに対しては、犯罪引き渡しなどを円滑に進めるためには、むしろ、世界の大きな趨勢である死刑廃止を優先すべきであると指摘した松宮参考人の発言の方がより説得的なものである。³⁹⁾ 世界の刑事司法においては、条約締結のような国家刑罰権の拡大と共に、被告人や受刑者の権利にもバランスよく配慮すること、配慮している姿勢を見せることが国際的なやり取りにおける円滑さを生むこと、それが現実の国際関係であると言えるのかもしれない。

また、ここまで見てきたように、条約におけるテロ対策との直接の関連性あるいは有効性が見いだせないとする、政府が改正法案成立を求める真の理由は別にあるのかもしれないとの疑念も湧いてくる。たとえば、国会の政府答弁からは直接、確認できないが、二〇二〇年に東京で開催される第一四回国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）における国際的な発言力確保との関係である。⁴⁰⁾

このような刑事立法を正当化するための国際的なプレゼンス保持論は、これまでも組織犯罪対策における新たな立法の正当化理由として繰り返し述べられてきた。たとえば、FATF勧告でのマネロン対策のための新たな法整備をしないことで日本が国際金融の「ハイリスク国リスト」入りとなることを「極めて不名誉」といった官僚の「個人的な見解」である。⁴¹⁾

とはいえ、ここでは隠されており、明らかに示されていないが、そこにはたしかに当然の前提が存在している。すなわち、そこで隠されており、明示されていないこととは、政府が、どのような条約を承認締結すべきか／しな

いかについての価値判断をしているということである。たとえば、死刑廃止論に対する政府・法務省付検察官たちの態度決定がある。すなわち、死刑制度の存置が世界全体の三割しかなく、七割が廃止されているという世界の趨勢であるにもかかわらず、日本国政府が死刑廃止しないこと、つまり、死刑廃止条約（市民的及び政治的権利に関する国際的規約第二選択議定書）を承認締結しないことは、検察官が言うような「極めて不名誉」とは言えないという価値判断である⁽¹²⁾。

ここからは、政府や法務官僚における日本刑事法の国際化における不当なダブル・スタンダード（二重基準）が存在していると言えよう。すなわち、国際条約のための国内法整備をするか否かという同一対象について、改正法案六条の二の罪新設のように国家刑罰権を拡大・強化する際には国際条約をもつて正当化し、反対に死刑廃止のような国家刑罰権を制限しようとする国際条約の場合にはそのまま放置するという二重基準である⁽¹³⁾。

(6)とはいえ、条約締結そのものに反対する答弁や意見を、国会審議の中で確認することはできない。見解が大きく分かれたのは、条約締結のために国内法整備が必要不可欠なかつた。これを肯定するのが、岸田外務大臣や金田法務大臣以下の説明である。いわく、条約五条は、締約国に対し、重大な犯罪の合意または組織的な犯罪集団の活動への参加のうち少なくとも一方を、その未遂または既遂とは別に「犯罪化」することを義務づけている。そして重大な犯罪の合意罪、つまり、共謀、陰謀の罪は現行法上ごく一部の犯罪にしか存在していない。また、現行法上、予備罪は予備行為を処罰するものであり、合意そのものを処罰するものではなく、また現実に予備罪は客観的に相当の危険性がなければ処罰されていない。以上のように、現行法上の共謀、陰謀そして予備の各罪の現状を見れば、新たな立法、つまり、改正法案を成立させないかぎり、条約五条の趣旨に反するとして改正法案六条の二の罪新設の必要性を主張するのである⁽¹⁴⁾。

他方にはもちろん、改正法案反対論、つまり条約締結に改正法案六条の二の罪のような新たな立法は不要との立場がある。すなわち、問題は大きいにあるものの、現行法における陰謀・共謀そして予備という各罪の存在があり、さらに刑法六〇条の解釈として裁判所以下の刑事司法の実務で肯定されている共謀共同正犯論などを総合的によれば、条約五条の「必要な立法その他の措置をとる」との要請は実質的には充足しており、改正法案のような大規模で新たな立法は必要ないというのである。¹⁵⁾

これらは条約への解釈をめぐる争いであり、さらに言えば、条約締結のための国内法整備の前提となる日本国内の刑事法体系への理解のちがいをめぐっての争いともいえる。そのことは、たとえば、条約五条について国連薬物犯罪事務所（UNODC）が作成した、いわゆる立法ガイドパラグラフ五一の解釈をめぐるちがいにも表れている。

立法ガイドパラグラフ五一 本条約は、世界的な対応の必要性を満たし、犯罪集団への参加の行為の効果的な犯罪化を確保することを目的としている。本条約第五条は、上記に同等のものとして引用されている犯罪化に対する二つの主要なアプローチを認めている。第五条一項（a）（i）及び一項（a）（ii）の二つの選択的なオプションは、このように、いくつかの国には共謀の法律があり、他方、他の国には犯罪者の結社（犯罪者の結社）の法律があるという事実を反映して設けられている。これらのオプションは、関連する法的概念を有していない国において、共謀又は犯罪の結社のいずれかについてはその概念の導入を求めなくとも、組織的な犯罪集団に対する効果的な措置をとることを可能にするものである（下線部は筆者、以下、略）。¹⁶⁾

政府答弁においては、上記パラグラフ五一をもつて、「犯罪化」や「犯罪の処罰化」をしないことを意味しないことが繰り返し明言されている。¹⁷⁾

とはいえ、よく考えてみれば、これらの「犯罪化」や「処罰化」という言葉が、ただちに改正法案六条の二の罪新設のような新たな立法の必要性に結びつくわけでもない。そこには実質的な処罰や犯罪化、つまり、刑事司法上の運用もふくめた広い意味をふくむこともできるであろう。日本語への翻訳が、原文から言葉の選択であることを考えれば、そこには一定の解釈の余地があるし、そこに政府ないし一般人までの解釈の余地、選択そしてその背後にある価値の選択が入りこむことは否定できない。方程式のような政府の答弁は、実質的な考察のない形式論との疑いが払拭できない。立法ガイドの「犯罪化」や「犯罪の処罰化」は必ずしも新たな立法に至るわけではない。

また、主権のある国家・政府においては、立法ガイドあるいは、野党議員からの指摘を待つまでもなく、条約の国内法整備においては国内の法体系における基本的な原則に則して立法することができるのは、ある意味で当然のことと言える¹⁸⁾。

しかも、条約の誠実な遵守を定める日本国憲法九八条二項は、同一項の憲法の基本原則に従うことが前提である。水嶋外務省大臣官房審議官の答弁のように、その前提を省略して、条約の誠実な遵守だけを求める同二項だけを強調するのは、不当に前提を省略した形式論と言わざるを得ない。反対に、改正法案六条の二の罪を批判する条約締結のための立法不要論は、改正法案のような立法内容では、むしろ、刑法の基本原則を崩すものと批判している¹⁹⁾。

問題なのは、ここでいう「現行刑法の基本原則」とは何かであろう。たとえば、安倍総理以下の答弁は、要するに、改正法案六条の二の罪のような犯罪類型は、現行法令の規定にも認められる法益保護の原則の延長上にあるという論理であり、その原則の転換はないという論理である。いわく、日本の刑事法においては、法益侵害の結果が現実に発生していなくても、その危険性の高さなどに着目して、未遂罪のほか、実行の着手前の行為を処罰する予備や陰謀・共謀の各罪を処罰してきた。このような現行法の体系からすれば、改正法案は、内心にとどまる意思や

思想を処罰するものではなく、憲法に違反するものでも、刑事法の大原則を覆すものでもない」と説明するのである。⁽³⁰⁾ いわば、現行法からの正当化論、許容論とも言えよう。

しかし、このような現行法許容論ともいべき同罪の立法正当化論は、そもそも現行法における陰謀、共謀の各罪における例外的な性格を軽視ないし看過するものと言つてよい。すなわち、すでに先行研究に指摘されているように、そもそも現行法における予備・準備ないし陰謀・共謀などの各罪の規定は、その性質上、犯罪成立範囲における広汎性・漠然性が問題となつており、それゆえに、その対象犯罪における法益の重大性を理由として定められており、これらの規定は、あくまで例外的な存在と理解されてきた。⁽³¹⁾

たしかに、現行法上の共謀・謀議あるいは陰謀の各罪のように、二人以上の犯罪の実行の合意そのものを処罰する規定は、その対象となる犯罪の性格を見るかぎりにおいて、一部の例外を除いては、大きな意味において国家に対する罪に分類されるものに限られている例外的かつ特殊な存在のものと言つてよい。⁽³²⁾

このように考えると、現行法上の陰謀、共謀などの罪の存在をもつて、改正法案六条の二のように、新たな立法のための対象犯罪の大幅な拡大を正当化しようとする論理には飛躍があり、無理があるように思われる。⁽³³⁾

また裁判所の運用においても、上記のような現行法上における共謀などの罪の例外的性格を前提として、これらの共謀などの罪を憲法における罪刑法定主義の原則に則して限定的に解釈してきたと言えよう。

たとえば、いわゆる三無（さんむ）事件である。これは、被告人らが、永久無税・永久無失業そして永久無戦争を唱えて、その政策実現のため、武装した数百名により開会中の国会を襲い、附近を騒乱状態とし、かつ抵抗する者は殺害しようとする計画・準備されたものであつて、破防法三九条、四〇条の騒擾と殺人の陰謀ないし予備の罪によつて起訴された事件であつた。

その第一審においては、まず、破防法三九条、四〇条の殺人と騒擾の各陰謀を、二人以上のものが、これらの罪を実行する目的で、その実現の場所、時期、手段そして方法などについて具体的な内容をもった合意に達し、かつこれが明白かつ現在の危険が認められる場合と解釈した。そして具体的には、その目的となる犯罪が、単なる研究討議の域を脱し、きわめて近い将来に実行に移され、または移されようような緊迫した状況にあるときとし、その判断基準は、陰謀対象とされる犯罪の種類、性質、陰謀内容の具体性の程度、陰謀と計画実行の時期との関係、陰謀者の数と性格、その実行の決意の強弱そして陰謀が行われる際の社会情勢などを考慮し、総合的に判断するとしていた。⁽³⁴⁾

そしてその第二審は、このような第一審判断を支持しつつ、さらにこれらの予備の規定が、無限定であつて憲法に違反するものなのではという疑義に対して、実行為着手前の行為が予備罪として処罰されるためには、当該基本的構成要件に属する犯罪類型の種類、規模などに照らし、当該構成要件実現のための客観的な危険性という観点から見て、実質的に重要な意義を持ち、客観的に相当な危険性が認められる程度の準備が整えられた場合を要するとの目的論的解釈をして、罪刑法定主義の原則には違反しないと判断した。⁽³⁵⁾

このように三無事件の第一審では、破防法三九条、四〇条の陰謀について、第二審は、これらの予備罪について、それぞれ憲法違反との疑義を避けるために、既存の法令上の規定が合理的で、憲法上の正当性があることを前提として、ただし、その現行法上の例外的な性格を加味して、具体的な基準を示しつつ限定的な解釈を試みようとしていると言えよう。したがって、このような裁判所の精妙なバランス感覚ないし含意を捨象して、政府の答弁のように、そこから一足飛びに、改正法案六条の二の罪新設を正当化しようとすることは、同罪の量的な拡大ないし質的な転換を考える際には、かなりの困難を伴うと言えよう。しかも、政府の答弁からは、そもそもここで問題となる

べき日本刑事司法における基本原則とは何かについて、明確なものがあるとは確認しがたいし、しかも、そこで語られる刑法の基本原則は、存在している法令の規定を正当化するもの、さらに改正法案六条の二の罪新設を正当化するだけの形式的なものにすぎないとも言えよう。

以上、政府の説明にあるような、現行法における陰謀・共謀ないし予備の各罪の存在をもって改正法案六条の二の罪新設を正当化しようとする論理には根本的な弱点があると言えよう。そして、そもそも、政府答弁の背後には、決定的に欠けているものがあると言える。それは、刑法上の基本原則がそもそも何のためにあるのかについての考察である。それが欠けているのはなぜか。それは、簡単に言えば、権力行使しうる立場にある者であっても、権力濫用への警戒ないし自省・自制の姿勢が足りないこと、歴史における国家刑罰権濫用への真摯な反省ないし教訓への姿勢が見て取れないことにある。そのことが、近代国家における国家刑罰権の強大さを踏まえたうえでの慎重な考察、賢慮ともいべきものの欠落、それゆえの根拠のない楽観論に結びついていると言えよう。

(7)以上、ここで改正法案の立法理由として述べられていた三つの理由が、それぞれに正当性があるのかについて検討してきた。ここまでの考察における小括として言えることがある。それは、これら三つの理由については、いずれも、六条の二の罪新設のための必要性の理由としては非常に疑わしく、いかにも弱いということであった。すべてにおいて、後付けのとしてつけたような理由づけという疑念を拭うことが難しいからである。

すなわち、第一の立法理由とされた東京オリ・パラ開催にともなうテロ対策としての改正法案六条の二の罪新設という理由は、東京オリ・パラに関連する政府作成の文書を見るかぎりにおいて、両者の関連性を示すものは当時のものには明示されてはいなかった。これが一つの疑いである。

そして第二の理由とされた国内におけるテロの可能性についても、現在の良好な犯罪情勢が明らかかなように、被

害が高止まりしている特殊詐欺以外、改正法案六条の二の規定のように処罰範囲を広範囲に広げる規定を新たに立法しなければならぬ状況にあるとは言えない。これが二つめの疑いである。

最後に第三の理由とされた条約締結のための国内法整備という立法理由も、条約そのものの性質が、条約の明文上では、テロ対策そのものとは言えないこと、とくに改正法案六条の二の規定のように、一般市民の行動の自由を著しく制約し、市民生活に大きな影響を及ぼすような新たな刑事立法の場合に、条約の明文で示されていないテロ対策を主張することは非常に問題があることが明らかとなった。しかも、現在のところ、日本国内に国際的なテロ対策を必要とする事案は存在しないことも政府答弁からは明らかである。このような国内情勢を無視して、テロ対策ないし組織的犯罪対策の国際的な抜け穴をふさぐという脱抜け穴論からの新たな刑事立法を主張することは、改正法案六条の二の規定ぶりから言っても将来に禍根を残すことになろうし、自由の著しい制限や社会生活に対する著しいマイナス影響を及ぼしかねないということからも、不利益な前例を残すこととなる。これが三つめの疑いである。

むしろ、説得的なのは、政府の答弁ではあまり示されていないこと、つまり、国際的なプレゼンス論、国内法整備を成し遂げ、条約締結をしないと国際犯罪関係の会議における政府の権威や威信が失われるといった官僚の面目論とも言えようか。しかし、それは、同じく条約締結のための国内法整備という観点からみれば、死刑廃止とはダブル・スタンダード、もつと言え、二枚舌とも言うべき姿勢である。結局、改正法案六条の二の罪の規定のように国家刑罰権を飛躍的に拡大させるような規定新設の場合にのみ、条約締結のための国内法整備を唱えるものである。このような脱抜け穴論は、新たな捜査権限、処罰権限を与えるための「歪んだ国際化」論とでもいえば言い過ぎにならうか。

そしてその背後にあるのは、現行法の法体系を形式的に正当化するだけの刑事法における基本原則の理解をもって、改正法案六条の二の罪のような新たな処罰規定を正当化しようとする論理にあると言える。

それは、現行法延長論とも言うべき論理にも示されている。すなわち、そもそも日本の刑法体系上においては、改正法案六条の二のような共謀、陰謀さらには予備・準備などの各罪は、処罰範囲の広汎性、漠然性という憲法上の疑義から、重大な法益の保護が特別に必要な場合にのみ、例外的に定められており、そのような前提から、裁判所も、憲法に則して制限的に解釈するような姿勢を取ってきたことが明らかとなった。このような日本の刑法の基本原則に照らせば、政府などの言う、既存の法令上の共謀などの各罪の存在を理由として、改正法案六条の二の罪新設を一足飛びに認めるような論理には、やはり正当化における論理の飛躍がある。現行法に類似の規定が存在するからといって、その例外的な性格を無視して、飛躍的に拡大させるような新たな刑事立法がただちに正当化されるわけではないからである。

II-2 改正法案六条の二の罪における各要件論と明確性の原則

(1)上記のように、改正法案という新たな立法と刑法の基本原則とは何かについては、改正法案六条の二の罪の各要件においても議論となった。

要するに、政府の答弁によれば、改正法案六条の二は、憲法三一条に定める、罪刑法定主義の原則に則して、①犯罪の主体、②その対象犯罪、③犯罪の計画そして④実行準備行為という要件を限定的かつ明示的にしており、しかも処罰対象となる範囲も必要最小限度としており、これが処罰の謙抑主義の原則にも則しているという論理である。これらの要件立てによって、かつての共謀罪法案とは大きくその内容を変え、従来からの不安や懸念を払拭す

るものとなったと説明するのである。⁽⁵⁶⁾

安倍総理も、上記のように各要件を限定することによって、改正法案六条の二の罪には「一般人」も処罰対象となるのかもしれないという不安や懸念を払拭できると説明していた。⁽⁵⁷⁾

また井田参考人も、主体、計画行為として実行準備行為という改正法案六条の二における犯罪成立要件のいわば三重の限定から、日本の法体系において見たときには、相当に犯罪の輪郭の絞られた罪であると評価し、実務における法適用場面における立証のハードルは相当に高いものとして、同罪の規定を肯定的に評価していた。⁽⁵⁸⁾

以上のような政府の説明は、はたしてそのまま認めることができるのであろうか。これが以下の考察課題となる。以下、改正法案六条の二の罪の各要件のうち、「組織的犯罪集団」という主体(2)、六条の二の対象犯罪の範囲と選別基準(3)、そして実行準備行為について(4)、それぞれを考察し、それぞれ憲法三一条が求める罪刑法定主義の原則における内容の明確性、あるいは処罰範囲の明確性が担保されているのかを考察する。⁽⁵⁹⁾

とはいえ、結論から言えば、いずれも、各要件の漠然性・広汎性ゆえに、個別具体的な適用の場面においては、捜査機関、裁判所の判断に委ねざるを得ない条文構造となっている。それゆえに、一般人の理解としては将来の適用場面での濫用への懸念を払拭できるものとは言い難いものとなっている。

以下、そのことを逐次明らかにしていくこととする。

(2) 上記のように政府の答弁によれば、改正法案六条の二に「組織的犯罪集団」という文言を付け加えたことよって、適用される主体を限定し、一般人をふくまないことをめざしたとする。安倍総理は、この「組織的犯罪集団」という文言について、現在の日本の犯罪状況から想定されるものとしては、テロリズム集団、暴力団、薬物密売組織などに限定されることとなり、「一般の方々」や正当な活動を行っている団体が、改正法案六条の二の罪の適用

対象となることはない」と説明する⁽⁶⁰⁾。

また、この「組織的犯罪集団」の定義としては、条文にあるように、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」と説明される。そしてそこから、現状の犯罪状況などを考えて想定すれば、正当な活動を行っている団体、環境保護を唱える団体などは当たらないものと説明される⁽⁶¹⁾。

とはいえ、改正法案六条の二の罪における個々具体的な適用場面についての質疑応答を概観すると、この罪の主体である「組織的犯罪集団」の適用範囲は、政府の説明ほど明確なものとは言えず、結局は、その範囲の漠然性ゆえに、警察などの捜査機関、裁判所という司法機関における個別具体的な判断に委ねざるをえないという結論に至りそうである。

たとえば、林法務省刑事局長は当初、一般的に言えば、一般企業が毎年脱税を繰り返す事案があつたとしても、そこから、ただちに「組織的犯罪集団」には当たらないと答弁した。では、通常の業務をしていた企業の性質が、「組織的犯罪集団」へと一変させた場合はどうなるのかという与党議員の的確な質問に対して、林法務省刑事局長は、「組織的犯罪集団」の具体的な判断基準となるべきもの、つまり、何が構成員の継続的な「結合関係の基礎」なのかは、客観的、社会通念に従って認定されるものとだけ答える⁽⁶²⁾。それ以上の説明はないので、明らかではないものの、どのような場合に「客観的」「社会通念」にそのような場合に当たるとは、個別具体的な捜査機関や裁判所の判断に委ねられるということになるのであろう。法令の構造上、そのようにしか説明できないとはいえず、それにして、あまりに一般的、抽象的な説明であり、どのような団体、集団が、「組織的犯罪集団」と言えるのか、政府の説明から、犯罪成立要件が明確なものとはいえない。とはいえ、それは政府答弁の優劣というよりは、条文

そのものの構造からはそのようにしか説明できないということであろう。

このような当初の団体の目的が、途中から一変した例として国会審議で取り上げられたのは、宗教団体であったオウム真理教が、その性質を一変させ、一九九五年に地下鉄サリン事件を引き起こした事例などである。⁽⁶⁵⁾

いずれにしても、改正法案六条の二の主体、「組織的犯罪集団」という要件の内容は、個別具体的な事案で運用する捜査機関、司法機関の判断後によりやく明らかになる性質のものと言えよう。政府答弁で強調されているほど、「組織的犯罪集団」という改正法案六条の二の罪の主体要件は、明確なものとは言えない。

(3) 改正法案六条の二の対象犯罪も、政府の答弁によれば、六条の二の主体要件に対応させて、「組織的犯罪集団」が関与することが現実的に想定される犯罪を、長期四年以上の自由を剥奪する刑に値する重大な犯罪の中から、二七七という数に限定して選定したと説明される。⁽⁶⁴⁾

安倍総理の答弁からも分かるように、改正法案六条の二の罪の対象犯罪を二七七に絞ったことをもって改正法案六条の二の限定性、明確性を示す一つの根拠としている。⁽⁶⁵⁾ とはいえ、その「二七七」はどのようにして数えられたものなのか、その基準は何かということについては、実は、どうやら必ずしも一貫しているわけではないことが、政府答弁からも明らかとなる。たとえば、新聞報道による、同罪の対象犯罪の選定ないしその対象犯罪の個数について疑義があり、それを受けて与党議員からの質問への林法務省刑事局長の答弁がある。法務省刑事局長いわく、以前の改正法案の対象犯罪の数え方は、条数や項ごと、そして犯罪行為の態様ごとに数えるという一定の基準はあるが、対象犯罪のすべての数え方において、「必ずしも一貫していない面」があったことを認める。⁽⁶⁶⁾ このようになってくると、政府答弁の説明のように、はたして、改正法案六条の二の罪の対象犯罪が、以前よりも、たしかに、いくぶんかは限定されたのかもしれないが、はたしてどれくらい減らされたものなのかについては、疑問が残るもの

となつてゐる。

さらに、改正法案六条の二の対象犯罪の選択基準についても疑問が向けられた。林法務省刑事局長によれば、この対象犯罪は、長期四年以上の懲役または禁錮の刑が定められている罪のうち、「組織的犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定される罪」を選択したものとされ、おおむね五つに大別できるといふ。すなわち、①テロ実行に関する犯罪、②薬物犯罪、③人身に関する犯罪、④その他の資金源犯罪そして⑤司法妨害に関する犯罪である。⁶⁷

上記のような政府答弁にはいくつかの問題がある。まず第一に、問題なのは、同罪の対象犯罪となりうる犯罪類型の一覧が示されていないこと、第二に、それゆえに対象となりうる犯罪類型のうち、どの程度、①のテロ関連の罪に分類されるのが不明であること、そして第三に問題なのは、上記のように政府は改正法案六条の二の罪を「テロ等準備罪」と名づけているにもかかわらず、その対象犯罪のうち、五分の一しかテロに関する罪がないことである。

さらに審議においては、テロや組織犯罪対策としての対象犯罪の選別の有無との関係において、対象犯罪の選択基準とされる「組織的犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定される」場合における妥当性の有無が、個別具体的に疑問とされる場合があつたことである。たとえば、すでに指摘されているとおり、同罪の対象犯罪に選ばれていないことが疑問とされたものがいくつかある。たとえば、長期四年という基準にもかかわらず、罪を犯す主体として警察、検察そして裁判官という司法官憲や国会議員などの代議士が想定される犯罪類型が、日本では現実的に想定されないという理由から改正法案六条の二の罪の対象犯罪からは除外されているといふことである。たとえば、裁判、検察あるいは警察の職務を行う者による被疑者・被告人への特別公務員暴行陵虐の罪（刑法一九五条、懲役七年以下）、政治資金規正法（昭和二三年法律第一九四号）二五条の政治資金に関する報告書に係る罪（懲役

五年）や公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）一二二条の多数人買収などの罪（懲役五年）などである。⁽⁸⁸⁾ うがった見方をすれば、法務省・検察官や改正法案を審議する国会議員などについて、これらの者たちが「組織的犯罪集団」となりえることを想定することは「現実的」とは言えないという認識なのであろうか。

また反対の例として、対象犯罪として選ばれた罪のなかに、個々具体的な例を想定した場合において、必ずしも、テロ集団や組織的犯罪に限定されるわけではない犯罪類型が存在していたことも問題となった。たとえば、ある集団によって森林法指定の保安林内におけるキノコ密猟が計画され、そのための具体的な準備をしたときはどうかという問題である。このようなキノコの密猟は、改正法案の別表第三第二五号にある森林法（昭和二六年法律第二四九号）一九八条の保安区域内における森林窃盗の罪に当たり、したがって、六条の二の罪に当たるとはならないかと。そもそも、どうして、同罪の対象犯罪として、森林法一九八条を選択したのかについて、林法務省刑事局長の説明は、要するに、この罪が組織的犯罪集団の資金源として現実に犯されることが想定されるからということになる。すなわち、森林法一九七条によれば、森林窃盗とは、森林における「産物」の窃取を言い、その「産物」には、キノコはもちろん、森林、鉱物、土砂、岩石などもふくまれる。そしてそのような産物の転売により多額の利益を得ることは現実的でありうるとして、現に時価総額四〇〇〇万円を得た実例を紹介している。⁽⁸⁹⁾

また、一般人や通常のビジネスでも問題になりそうな知的財産権に対する罪も改正法案六条の二の対象犯罪となっている。たとえば、別表第三第五号の著作権法（昭和四五年法律第四八号）一九九条一項二項の罪をはじめとして、別表第三第四号の特許法（昭和三四年法律第一二二号）一九六条などの罪、別表第三第四五号の実用新案法（昭和三四年一二三三号）五六条などの罪、別表第三第四六号の意匠法（昭和三四年法律第一二五号）六九条などの罪、別表第三第四七号の商標法（昭和三四年法律第一二七号）七八条などの罪である。⁽⁹⁰⁾

これらの対象犯罪の規定や性格そのものからは、条文上ただちに組織的犯罪と関係があるともないとも判断はできず、したがって、一般人への適用を排除できるような要件も明文上存在しない。結局、上記のようなキノコ密猟事例や、著作権法違反事件の場合において、改正法案六条の二の罪に当たらないと言えるのは、政府答弁の言うように、主要件である「組織的犯罪集団」を満たす場合が（立法当時においては）現実的に想定しがたい（あるいは、しがたかった）という点につきる。これらの個々具体的な事例における想定される問題点の精査・検証は、現に与党議員に批判されたり、新聞報道で揶揄されたように、一見すると非常に些末な議論に思えるのかもしれない。^①とはいえ、規定の文言が、実際に運用されたときに、どのような事例がありうるのかを検証し、改めてその規定の文言についての明確性を確認することは、被疑者・被告人の権利・自由の保障のみならず、その適用を受ける可能性のある一般人の行動の予測可能性という罪刑法定主義の原則の根幹に関わる事柄でもある。以上のような検討は、やはり立法府や言論機関の役割として必須のものであり、大変重要なものであると言える。

そもそも、このように改正法案六条の二の罪の限定が、その対象犯罪の法令そのものからはずし、同罪の主要件である「組織的犯罪集団」次第であるのには理由がある。それは、すでに指摘されていたとおり、日本の刑法令の特徴である文言の簡素さ、抽象性の高さ、そしてそれゆえの犯罪成立要件の漠然性、不明確性、さらには法定刑の広さに由来していると言える。^②

このような日本の刑罰法令の規定の特徴は、捜査機関や裁判所による解釈の余地を与えるもの、あるいは、そもそも立法府として立法時に捜査機関や裁判所による法令解釈による文言の補完を前提としていると言える。そのことは、近代日本の特徴でもある官僚優位主義との親和性を意味するものと言える。^③そして、そこには警察、検察そして裁判所といった官僚への信頼を前提としていると言える。

このような日本の刑罰法令の特徴を踏まえると、改正法案六条の二の対象犯罪として多くの犯罪を広範囲に包含することは、上記のような日本の刑罰法令の特徴である広汎性、漠然性をさらに加速させ、結局、いまよりもさらに、処罰範囲の判断を現場任せ、つまり、警察・検察そして裁判所という司法官僚任せの運用に頼ることを意味することになる。しかも、このような一連の問題性を、専門家として充分に認識しつつも、あえて、それを加速度的に進めるような改正法案六条の二の罪を容認するような法律専門家の態度決定には、さらに大きな責任があると言える。

(4)政府答弁によれば、改正法案六条の二の罪は、「計画した犯罪実行の準備行為が行われたとき」とする実行準備行為までを犯罪構成要件とし、この実行準備行為の段階になってようやく処罰の対象、さらには捜査の対象となると説明される。⁽¹⁴⁾後者についていえば、捜査の対象として定められている、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一三一号）一八九条二項の「犯罪」となり、それを同一九七条の任意をふくめた捜査の対象となるということになろう。とはいえ、参考人の中には、改正法案六条の二の罪の文言そのものの読み方からは、犯罪構成要件ではなく、客観的処罰条件に過ぎないのではないかという疑義も出されていた。⁽¹⁵⁾

とはいえ、国会審議では指摘されてはいないが、類似の規定がすでに現行の法令に存在してはいる。それが、軽犯罪法一条二九号の罪であり、身体に対する危害を共謀して予備行為をすることを処罰しており、共謀と予備行為との特別の構成要件と理解されている。⁽¹⁶⁾

軽犯罪法一条二九号 他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合に
おける共謀者

とはいえ、改正法案六条の二の罪の条文の規定ぶりとは若干異なる部分もある。すなわち、同罪の文言は、「組織的な犯罪遂行を二名以上で計画した者」といったん区切った後に、「その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画した犯罪実行の準備行為が行われたときは」としてある。したがって、改正法案六条の二の罪とまったく同一のものとは言えないからである。上記二名の参考人は、改正法案六条の二の罪の問題性を明らかにするために、実行準備行為を客観的処罰条件と理解したのであるうし、犯罪構成要件とすることによって制限的なものとして印象づけるといふ政府の説明の意図も明らかである。

いずれにしても、問題は、法案六条の二の罪の「その計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画した犯罪実行の準備行為」という文言に一般人ないし日常生活における行動をふくまないような明確な基準が見て取ることができるかである。たとえば、外形上、花見なのか、それとも組織的犯罪集団による別表記載の罪の計画に基づく関係場所の下見という「実行準備行為」なのかの判断を明確にできるのかである。これについて政府答弁によれば、実行準備行為は計画との関連性で判断されることになる。¹⁷⁾

すなわち、このような実行準備行為は計画との関連性、さらにはそれが組織的犯罪集団によるものなのかどうかという改正法案六条の二の罪の各要件を遡って考えなければ判断できないような条文構造となっている。結局は、個別具体的な事案ごとに警察などの捜査機関が捜査をせざるを得ないようなものと言える。しかも、規定に定める、実行準備行為に定める資金や物品の手配、あるいは関係場所の下見は、同罪の主体要件である「組織的犯罪集団」と同じく「その他の」と書かれていることから、やはり例示に過ぎないとされ、これらが定めてあることによって何かが限定されるという条文規定にはなっていないことも、すでに指摘されている。¹⁸⁾

(5)以上、改正法案六条の二の罪の各要件を、罪刑法定主義の原則における明確性の原則という観点から、それぞ

れ考察してきた。とはいえ、ここでの結論は、やはり、この罪の条文の構造上、その個別具体的な事例における判断は、警察などの捜査機関、裁判所といった司法機関に丸投げすることになってしまふことが懸念されるものとなったと言わざるを得ない。

たとえば、国会の答弁での政府説明における改正法案六条の二の罪の限定性、明確性の要とも言える同罪の主体である「組織的犯罪集団」にも、「実行準備行為」であっても、「その他の」という例示を示す文言があることによつて、それ以外の集団や団体、あるいはそれ以外の日常生活における社会的行動などが幅広くふくまれてしまうことである。

また、改正法案六条の二の対象犯罪についても、その広汎性は、やはり否定しがたいものがあり、また、数が少なくなり、限定されたという政府の説明も、そもそも犯罪類型の数え方の基準の当てはめが一貫していないことから、どれほど少なくなつたのかも明らかではない。また、一部新聞報道を除けば、そもそも同罪の対象犯罪の一覧が公式に発表されているわけではないので、選別された内容の具体的な犯罪類型において、政府の説明にいう、同罪が、テロ対策としての「テロ等準備罪」という名称がふさわしいものなのかという検証も正確にはできない。同罪の国会答弁からは新たな立法、しかも、一般社会生活に大きな影響を及ぼしかねない刑事立法における国会審議のために提供される情報そのものが不足していることは非常に深刻なことと言えよう。

そして、上記検討してきたように、このような改正法案六条の二の罪の二つの大きな特徴、主体である「組織的犯罪集団」と、「実行準備行為」の各要件が、一般人が適用対象となるのかの判断において、罪刑法定主義の原則における明確性の原則との関係で、あまり重要な役割を果たすことができないうこともまた否定しづらいことと言えよう。となると、残るのは、同罪の対象犯罪の数の多さがもたらす、一般社会生活への大きな影響のみとい

うことになりかねない。

そして、同罪新設は、日本の刑罰法令とそこにある悪しき性格をさらに拡大させ、拡張させることが予測ないし懸念される。すなわち、国会答弁から明らかになったように、日本の刑罰法令における文言の簡素さ、抽象性の高さゆえに、司法官憲による解釈の余地、裁量権限を大きく付与する結果となる恐れが高い。すなわち、同罪新設によって、上記のような日本の刑罰法令の特徴である広汎性、漠然性をさらに加速させ、結局、現在以上に、処罰範囲の判断を現場任せ、つまり、警察・検察そして裁判所という司法官僚任せの運用に頼ることを意味することになる。まさに、改正法案六条の二の罪の条文構造は、これまで以上に司法官憲への現場丸投げ状態を加速させる規定であるということになる。

以上のような改正法案六条の二の罪の条文構造の問題性は、以下のⅢ-3のような政府の刑事司法を健全とする認識によって裏づけされ、展開される。そもそも、そのような刑事司法健全論ともいうべき甘い現状認識は、同罪のような抽象的で漠然とした文言を用いることを許容・容認する政府答弁や専門家の前提となっている認識と言える。もちろん、そのような思考は、罪刑法定主義の原則における明確性を空洞化、形式的に理解するものであり、改正法案六条の二の罪の危険性を放置することに結びつきかねないものと言える。

Ⅱ-3 法案成立後の濫用の危険性と刑事司法の歴史・現状認識について

(1) 上記のように政府答弁では、改正法案六条の二の濫用の危険性について、政府は、その各要件をもって制限的かつ明確なものと説明し、その疑念や払拭に努めていた。そしてさらに、国会審議当時における改正法成立後の同罪の運用についても、司法機関などの抑制的な姿勢を高く評価することによって、同罪の濫用の潜在的な危険性へ

の懸念払拭に努めようとしていた。

すなわち、捜査機関における監督の仕組みや、裁判所による事後的な審査、国家賠償請求などが機能しており、捜査機関による恣意的な運用、つまり、濫用はできない仕組みになっていると説明するのである。⁽⁷⁹⁾

また、参考人として意見を述べた専門家からも、同じように健全に機能している現在の刑事司法という前提認識からか、改正法案六条の二の罪の濫用の危険は、他の現行法令上の共謀、予備などの罪と比べても、それほど高いものではなく、また、そもそも濫用の危険は、すべての刑罰法令ないし刑事司法に存在しているものであって、改正法案六条の二の罪の危険性がとくに高いわけでもないという論理を展開していた。⁽⁸⁰⁾

このような刑事司法健全論、あるいは既存の規定の存在によってその危険性は相対化されているという意味での既存規定相対化論、さらには刑事司法濫用想定論とでもいべき論理は、論者が意識しているのかは不明ではあるが、かつして今に始まった新しいものではなく、半世紀ほど前、戦後すぐ、あるいは現行憲法施行後すぐの破防法をめぐる国会審議の政府答弁の中にも確認できるものではある。⁽⁸¹⁾ 過去を顧みない者ほど、過去と同じ論理を展開するものなのだろうか。

とはいえ、このような比較的抑制的にも見える捜査機関、裁判所の姿勢も、すでに指摘されているように、現在のこの時点における時の政府による予算と人員配分という多分に政策的なものに依存していることが指摘される。⁽⁸²⁾したがって、法案六条の二の罪の成立、あるいは今後の政策転換によって、予算や人員配分の重点に変化があれば、これまでの姿勢に変化は十分生じうる。実際に上記のように二〇二〇年東京オリ・パラなどの国際的なイベントを控えている今日、その有効性や正当性はともかく、テロ対策や組織犯罪対策のための予算や人員の配分が、時の政府の政策転換によって大きく変化することも十分にあり得る。あるいはそのことは、改正法案六条の二の罪と同じ

ようにその濫用の歴史が問題となった治安維持法における過去の歴史を見ても、そのようなことは言える。すなわち、治安維持法を運用する担当部局への重点的な予算増額や人員増員は、先行研究の知見からも明らかである。⁽⁸³⁾ 以上のような刑事司法健全論や既存規定相対化論は、論者が考えているほど、普遍的なものでも、継続的なものでも、ましてや確固たるものでもない。多分に時の政策や予算配分に依存するものである。

治安維持法

第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以

下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス（下線部は筆者）

もちろん、治安維持法と改正法案六条の二の罪とを比較すれば、その文言は、まったく異なるし、そのことは同罪を、現代における治安維持法と称する論者も否定しはしない。⁽⁸⁴⁾ むしろ、改正法案六条の二の罪には、治安維持法一条のように目的規定がない分だけ、限定的な要素はなく、拡大して運用される危険性があることが指摘されている。⁽⁸⁵⁾

問題なのは、すでに指摘した刑事司法健全論に見られるような、日本の刑事司法に対する歴史認識ないし現状認識である。すなわち、上記破防法における国会論議で検察官が国会答弁において、堂々と法令の濫用は過去もなかったし、これからもないと断言したような認識が、現在までも一貫して続いているように見えることである。過去、

とくに戦前の刑事司法における反省などはなく、現行憲法による価値の転換も、刑事司法の担い手たちには無縁なように見えることである。

すなわち、問題の根本は、これらの二つの法律（案）の規定そのものと、それを運用する刑事司法の担い手、捜査機関ないし司法機関の担い手たちの認識の変化がないこと、過去の歴史からの教訓あるいは、それを表現した憲法三一条以下の規定の趣旨を現在に活かす意識や制度などが根付いていないことにある。治安維持法を始めとする戦前の刑事司法制度について言えば、先行研究から指摘されるように、戦後の憲法体制の転換にもかかわらず、治安維持法がもたらした日常生活への全面的な監視や戦争へといった政策選択の過誤などへの影響などを戦後も検証することもなく、またそれによる被疑者・被告人への名誉・被害回復もなく、さらには、その担い手たちであった警察官、検察官そして裁判官たちの意識の変化も、人的な断絶もなく、現在に至っていることである⁽⁸⁶⁾。

それは現在の改正法案六条の二と関連した政府の治安維持法についての政府答弁にも示されている。たとえば、金田法務大臣は、その答弁において治安維持法の内容やその適用事例など「歴史の検証については専門家の研究、考察等に委ねるべき」とする。いわば、専門家への丸投げの姿勢であり、刑事立法を新設しようとする国会議員ないし法務大臣として歴史に向き合い、そこから教訓を引き出そうという姿勢を見て取ることはできない。政府の答弁によれば、治安維持法の著名な事件内容を事実としては承知しながらも、なお現在においては、戦前の体制とは異なり、現行憲法の下において裁判所などの捜査機関の恣意的判断を防ぐ制度が有効に機能しているとする⁽⁸⁷⁾。

同じような主張は、専門家としての参考人意見にも見て取ることができる。その意見によれば、治安維持法の問題は、旧憲法下での戦時体制という特殊な時代背景が前提であり、現在のような成熟した民主主義として司法、マスコミなどによる権力への監視が行き届いている状況において、「治安維持法と同様の事態が生ずる可能性は皆無」

とまで言い切るのである⁽⁸⁸⁾。専門家として、数々の刑罰法令を考察し、関与してきたであろう経験から、そこまで樂觀的に現在の刑事司法の健全性を肯定できることに、むしろ驚きを隠すことはできない。しかも、同じ人間が判断する以上、常に潜在的に刑事司法における誤判は存在しうるのに、皆無とまで断言できる根拠は不明と言うほかはない。この参考人は、刑事司法が再審を定めている趣旨をどのように考えるのであろうか。それは必ずしも誤判などの誤った判断が存在するためのものではないとでも言うのであろうか。

(2) たしかに、政府答弁によれば、今回の改正法案六条の二の罪新設は、手続法の改正ではなく、また新たな捜査手法の導入も予定していない。改正法案六条の二の罪も、他に密かになされる犯罪と同じように通常の刑法に則した捜査方法が用いられると説明される⁽⁸⁹⁾。

とはいえ、この刑法上の理解として、改正法案六条の二の罪が成立したことにより、上記のように司法警察職員が犯人と証拠を捜査できる「犯罪」(刑法一八九条二項)の範囲は格段に広がることとなる。やはり、改正法案が成立する以前よりも前倒しになることは否定できない⁽⁹⁰⁾。

しかも問題なのは、上記Ⅱ-2で考察・確認したように、改正法案六条の二の罪の成立要件は、一般の社会生活上の行為が同罪の適用を受けるのか否かについて明確なものとは言えず、個別具体的な事案において警察などの捜査機関が実際に捜査してみなければ判断できない構造となっていることである。しかも、さらに懸念するのは、この罪の新設による実質的な権限拡大が、「法令の必要かつ適正な執行」として糊塗されてしまうことである。すなわち、同罪新設による捜査機関の実質的な権限拡大は、これまでの現行法上の類似の罪における運用と同じく、その延長上のものであり、何事もなかったかのように扱われるかもしれないという懸念である⁽⁹¹⁾。

その危惧は、とくに裁判所の令状審査を必要としない警察による任意捜査において問題となろう。現に、その点

について、改正法案六条の二の罪における具体的な捜査方法との関係において、議論される場面があった。

たとえば、二〇一三年に岐阜県でおきた大垣署による秘密調査と一般企業への個人情報の提供である。すなわち、そこでは新たに風力発電所の建設計画が持ち上がり、住民がそれについての勉強会を開いていたときに、岐阜大垣署が住民たちを無断で独自に調査し、しかも、それによって得られた住民の思想信条、学歴あるいは病歴病状といった私的情報を、風力発電所を建設しようとするシーテック社に提供したという事案であった。このような深刻な事態に対して政府は、大垣署の警察官は、警察法（昭和二九年法律第一六二号）一条、二条一項に定める「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環として、これらの調査や企業との打ち合わせを行ったと説明した。⁹²このような秘密調査もまたあくまで警察の法令の権限の範囲内における通常の業務と政府は説明しているのである。憲法上の権利といえるプライバシーの権利をも「公共の安全と秩序の維持」は乗り越えるという、正当化の論理である。

また、このような法令に基づく通常業務といった形式論的な正当化論は、さらに大規模な情報収集活動についても同じように用いられる。すなわち、いわゆるスノーデンファイルによって明らかとなった世界規模のデジタル情報の収集と提供である。具体的には、アメリカ政府の一部局である国家安全保障局（NSA）が二〇一三年四月に、エクスキースコア（XKEYSCORE）という世界規模でネット上のデジタル情報を検索・収集できる監視用システムを日本の防衛省情報本部電波部に提供していたこと、同電波部部長が歴代警察庁出身者であったことなどが、改正法案六条の二の罪に関連して指摘された。政府の答弁は、スノーデンファイルのような不法に持ち出された出所不明の文書の内容についての質問にはコメントしないとし、ただ、一般論として詳細は話せないが、日米安全保障体制のもとアメリカとは必要な情報交換をしており、これをふくめて防衛省の情報収集活動は法令を遵守して適正

に行われており、憲法上の通信の秘密などを侵してはならないとしていた。⁽⁹³⁾ たとえ、スノーデンファイルが法令に反するような不正な持ち出しの疑いがあつたとしても、その文書内容の真正さについての真偽はまた別の話である。とはいえ、いずれにしても警察や防衛省による秘密情報収集についての政府の答弁は、形式的論的な法令による正当化論に終始するものと言えよう。

本稿でここまで考察した改正法案六条の二の罪新設における立法理由に限らず、その具体的な内容を示すこともなく、また実質的な個人の自由や権利の侵害の度合いを判断することもなく、形式的に法令上の遵守する姿勢をもって正当化するという論理は、残念ながら、これからも続くことになろう。情報技術の爆発的な進展は、現時点では想定もつかないような新たな問題性を見せるかもしれない。そして、そのような新たなデジタルによる情報技術は、治安維持法の時代においては人間による、いわばアナログ的な方法によってなされていた警察ないし政府による人間の分類分け、つまり、政府にとって善き市民とそうでない市民との分類分けを、より容易に、大規模にかつ半永久的に、本人の知らぬ間に作りだすことも可能になるのかもしれない。⁽⁹⁴⁾

(3) 以上のような、デジタル時代の新たな刑事司法の趨勢を新たに理論的に正当化しようとする論者もいる。その典型は、井田参考人の発言である。その趣旨は以下のとおりである。すなわち、改正法案六条の二の罪新設などによつて引き起こされる組織犯罪対策としての警察などによる早期の予防的介入、処罰の早期化、あるいは前倒しという現象に対して、その問題性を十分に理解しながらも、なお、それは世界中で起きている社会や犯罪現状の変化であり、それに応じて法令として理論も積極的に変化あるいは質の転換をせざるを得ないのだと。要するに、改正法案六条の二の罪新設は、これまで例外的な存在であつた、既存の法令における予備、陰謀の各罪への重点の変遷、前倒しをも意味するのである。⁽⁹⁵⁾

これは、政府答弁も繰り返し否定してきた、これまでの刑事法原則を大幅に変容ないし転換させようとするものである。このような根本的な意見表明は、たしかに大胆である。すなわち、その賛否は別としても、日本の刑事司法への今後のインパクトを考えると、改正法案六条の二の罪新設の意味を真正面から考え、そのための理論的な合理性を追求したものと見えようか。さらに、学問や理論の役割として、現実の刑事立法の趨勢、世界や社会における変化を率直に受け入れて、そしてそのまま、この状況を理論的にどのように合理化していくのかという問題意識によるものとも言えよう。改正法案六条の二の罪の提案ないし新設については、賛否を唱えた専門家を別にすれば、ほとんど多くの専門家は、むしろ問題に触れることを避け、賛否の意見を表明することをせずに、沈黙している。それがもつとも簡単な方法だからであるとも言えよう。そのことを考えれば、その賛否には重大な留保をつけながらも、なお、その学問的な率直さや正直さは、ある意味において、学問的な検討に値する敬意を払うべき見解であると言えよう。

とはいえ、だからといって、このような見解を首肯するわけにはいかない。その見解には、やはり、首肯することができない国家刑罰権に対する致命的とも言える楽観的な志向性、改正法案六条の二の罪新設による国家刑罰権の飛躍的な拡大に対するあまりに楽観的にすぎる刑事司法への認識が見て取れるからである。とくに、筆者のように、近代国家における組織犯罪対策立法を考察してきた者から言わせれば、このような見解は、改正法案六条の二の罪新設のみならず、今後も続くかもしれない、組織犯罪ないしテロ対策を理由とした国家刑罰権の無制限な拡大を正当化するものとなりかねないと危惧するからである。⁽⁹⁶⁾

そして、このような危惧は、テロ対策についての考察から得られる知見からも明らかである。すなわち、たしかに、すでに本稿において、その正当化論拠に疑わしさを明らかにした、改正法案六条の二の罪の名称や例示として

用いられたテロ対策についての先行研究の知見である。すなわち、それは、テロ対策における目的と手段の齟齬ないし乖離と言える。さらに言えば、民主主義と自由を守るというテロ対策の目的ないしその正当化根拠が、むしろ、その手段である総合的監視のような事前予防の強調により、意図せずして掘り崩されてしまう危険が常に存在しているという知見である⁽⁹⁷⁾。

そしてこのようなテロ対策についての先行研究の知見においても、自由や人権を侵害してきた過去の歴史を現在のテロ対策における教訓として活かしつつ、テロ対策として強力で広範囲な権限を警察などの司法官憲に付与する際には、個人の自由や権利、憲法、国際条約に則して、さらに政府などによる市民への重層的な説明責任を課すことによつてテロ対策に伴う担当機関の権限濫用を抑えようとする外国での実例を取り上げているのである⁽⁹⁸⁾。

このような知見は、改正法案六条の二の罪のようなテロないし組織犯罪対策とされる刑事立法導入の際の前提条件となる。すなわち、同規定の導入に賛成した者たちが前提とした日本の刑事司法の健全性は正当なものなのか、そこへのさらなる考察が必要となる。そのためには、刑事立法やそれを支える政策についての外国法や歴史的研究が必要となる。いずれも、改正法案六条の二の罪新設において正当化根拠とされた日本の刑事司法健全論のような根拠のない印象論を相対化し、冷静に分析するためにもある。学問や理論の存在理由は、現実をただ正当化するためだけのものではなく、それを批判ないし相対化し、別の選択肢を提供するためのものでもある。

(4)さらに本稿においては、先行研究に倣い、改正法案を審議した官僚や国会議員の生年、学歴あるいは職歴などの経歴にも着目した。これらの者たちは、改正法案六条の二の罪新設のみならず、一般社会生活に大きな影響を及ぼす数々の立法を作りだし、そしてこれからも作り出すであろう重要な担い手たちである。とはいえ、公表された経歴そのものから明らかになることは、それほど多くはない。ともあれ、そのような限られた情報からでも、いく

つかの特徴を指摘することはできる。

すなわち、これらの者は、数えたかぎりでは、全体で計四六名おり、そのうち、生まれた年代は、一九六〇年代が一番多く（二六名）、次が五〇年代（二二名）であった。このうち、官僚は年功序列のためか、五〇年代や六〇年代生まれの者が多い。対照的に、国会議員の中には、七〇年代（九名）や八〇年代（二名）生まれの者さえいる。これに合わせるかのように、国会議員（計三七名）としての選挙の当選回数も最多人数が二回（一八名、参院議員もふくめて）が圧倒的に多く、議員活動年数もまだ短いと言える。このことは、最も多い当選回数である一二回の麻生財務大臣、同じく八回当選が、安倍総理、岸田外部大臣、さらに枝野議員だけということを考えれば、その差は、いろんな意味で歴然としている。これを経験の差とみるか、むしろ、政治家としてのしがらみの無さ、新鮮さを見るかは見解が分かれるところではあろう。さらに直系の親類に議員がいるのは、確認できただけで計五人だけであり、印象とは異なる。なお、婚姻関係による親戚関係は国家議員のみならず、官僚におけるキャリア形成においても重要な要素とは推測できるが、確認はできなかった。また全体において、学歴として高校卒業は糸数議員のみで、あとの議員・官僚は、安倍総理を始め、圧倒的に法学部卒（三一名、うち東京大学法学部卒は一四名）で、法学部以外の他学部卒業の者は、全体でも一五名のみであった。同じく全体で弁護士資格を有するのは一二名、女性には国会議員のみで四名であった。

どちらとも言えば、国会議員の方が、多少なりとも多様な経歴を有する者が多いと言えようか。それに比べて、官僚は、やはりというべきか画一的な印象を受ける。あえて、今回の改正法案の審議に関与した官僚の経歴を一般化すると、おおむね次のような人物像と言えよう。すなわち、五〇歳代後半からの法学部卒（おそらく東京大学法学部卒）の男性となろうか。このような人物像を描くことができることが多様性が確保されているとは言い難い状

況と言えるし、画一的であると言ってもいいであろう。

なお、本稿の主題との関係で、国会議員の質問内容を分析したかぎり、法的知識、法令の問題の指摘といった側面において、上記の法学部といった学歴、弁護士といった経歴、さらには与党あるいは野党との関連性はとくに見つけることはできなかった。すなわち、法学部を卒業し、弁護士資格を持っているからと言って、必ずしも法的に確な質問や意見を述べているわけではないし、その逆も然りということと言える。また与党であるからと言っての外れな質問をしている訳でもなく、その逆もまた然りである。

しかし、このような国会議員を始めとする（刑事）立法の担い手たちを取り巻く状況は、さらに厳しさを増していると言えよう。すなわち、たしかに、テロ対策に関する比較法的な先行研究における知見によれば、人権意識に沿ったテロ対策が提唱され、その際に重要なものとして、普段からの知性の積み重ねが必要との指摘がなされている⁹⁹。とはいえ、そのような知性の蓄積やその発揮を、これらの者たちに求めたりすることは、酷なことなのかもしれない。とくに上記のように当選回数も少なく、それゆえに選挙における地盤の弱い国会議員にとってはなおさらである。というのも、多くの論者が指摘するように、一九九〇年代からの冷戦構造崩壊後の日本の刑事立法をめぐ

る状況は激変しており、およそ知性の蓄積やその発揮が期待できるような状況とは言い難いと言えるからである。すなわち、その特徴として、普遍的な法則や科学的知見に基づく専門家を重視するというよりは、いわゆる素人感覚、市民感覚という名の、その場かぎりの場当たりの、うつぶんを一気に解消できるような感情論的な厳罰主義が席卷しており、そこでの社会の不安を煽つての新たな刑事立法などがもたらす弊害が指摘されているからである。そしてその背景的な事情への分析としても、これまで近代社会が前提としてきた、安定した雇用・労働を通じた自己実現という思想的、経済的そして社会的基盤が、グローバル経済の爆発的な発展によって急速に失われつつある

ことが指摘されている。⁽¹¹⁾要するに、安定した雇用を見いだしにくい状況において、潜在的な不安を抱える人びとは、新たな犯罪化や処罰化をもたらす刑事立法をその場かぎりのうつぶん晴らしとして考えがちという社会構造になりつつあることである。時代や社会は、本来刑事立法に求められる長期的な視野も安定した思考も持ちにくい社会構造になりつつあると言えよう。

したがって、このような不安定な社会に支持基盤がある当選回数のない議員たちが、感情論的な意見を述べたり、印象論のみで法案内容を精査せずに、質問や意見を述べたりすることにも、その国会議員として本来果たすべき役割は別としても、選挙での当選という目の短期的な利益を考えれば、一定の合理性はあるのかもしれない。もちろんそのことは、刑事立法や刑事司法にとって長期的には弊害をもたらし、将来の社会に禍根を残すことはまちがいはないのだが。

むしろ、考えるべきは、このような激変する時代状況において、改めて専門家の役割とは何かについてである。改正法案六条の二の罪を肯定し、それを合理化ないし正当化しようとする役割を果たす論者においても、現代社会における刑事法学の危機、学問の危機ないし専門家への危機は強く認識されている。だからこそ、理論も、専門家も変わらざるを得ないとするのである。⁽¹²⁾そして、そこから改正法案六条の二の罪新設にも、積極的に容認し、これまでとは異なる刑事法の基本原則の転換を唱える必要があるということなのであろう。

たしかに、論者の言うように、刑事立法をめぐる反知性主義、非科学的思考の蔓延そして専門家の役割の相対的な低下という現状認識ないし問題認識はたしかに共有できる。としても、その先の選択肢として、改正法案六条の二の罪新設を認めることしかないとは考えない。そのような厳しい状況認識を共有できたとしても、法令の専門家、研究者として進むべき道はまた別にあるのではないか。とくに、専門家として、改正法案六条の二の罪のような組

組織犯罪対策立法の規定が、その技術的要因ゆえに、必ずしも組織犯罪集団とは言えない者にまで適用されうる規定となり、その個別具体的な判断を捜査機関、司法機関に委ねざるを得ない構造となっていることを重々認識しながら、なお賛成の立場を採ろうとすることは、やはり、大きな違和感を抱かざるを得ない。

たしかに専門家を取り巻く状況は非常に厳しい、すでに指摘されているように、学界や大学における経済競争原理の導入・浸透と業績至上主義の蔓延によって、昨今、専門家のあいだにも、社会的事象への無関心が蔓延し、社会の動向についての批判的な発言をする者は激減しているとされる⁽⁴⁴⁾。

とはいえ、むしろ、そのような状況だからこそ、近代国家における刑事司法という常に自由や人権侵害の危険をふくんだ状況、刑事立法への批判的な考察やそのことの啓蒙が必要であると考えられる。とくに、改正法案六条の二の罪のような一般市民の生活や社会の将来に大きな影響をもたらす可能性があるのなら、なおのこと、そのことを指摘すべき社会的な責任があると考える。そのような道こそが、むしろ、専門家や専門性に対する危機を迎えつつ現在において必要なことと考えている。

III 結論

本稿の結論をまとめよう。

1 まず、本稿においては、改正法案六条の二の罪新設をめぐって、政府によって、その立法理由とされた三つの理由の正当性の有無について検討した(II-1)。

しかし、これら三つの立法理由のいずれも、国会審議における政府答弁などの質疑応答を分析するかぎり、その疑わしき、理由づけの弱さを拭うことができなかった。とくに、過去、その当時には述べていないことを、改正法

案六条の二の罪新設の必要性を国会に求める時点になって、遑つて、実はかつて存在していたのだという主張するような過去の事実の再解釈、さらには過去の改竄とも言うべき論理が存在していた。そこに見られるのは、歴史的事実への軽視である。

すなわち、第一の立法理由とされた東京オリ・パラ開催にともなうテロ対策としての同罪新設という理由は、実際の東京オリ・パラの政府の公式の関連文書には、同一あるいは関連づけられたものとしての記載は確認できなかった。

このことは、第三の理由とした条約においてテロ対策としての明文規定がなく、また当時の外務省や検察官による条約の解説にも書かれていないにもかかわらず、同罪新設の今国会になって突然、テロ対策との関連性を強調する姿勢によく表れている。とくに、改正法案六条の二の罪新設のような一般社会生活に大きな影響を及ぼしかねない、自由を制限しうる刑事立法の立法理由において、条約の制定過程やその趣旨といった明文化されていない実質的なものをもって正当化することは、政府の国家刑罰権を拡大する際の決まり文句ではある。そのような態度は、反対に、同罪新設に反対する論者が言うように、現行法上の陰謀、共謀、予備などの各罪の規定、さらには裁判例における共謀共同正犯肯定論など、条約が求める組織犯罪対策の要請は、実質的に充足しているという抑制的な立場を拒否し、あえて新たな刑事立法を求め、さらなる国家刑罰権の権限拡大をめざす姿勢にも現れている。それは、同じ条約締結のための国内法整備を意味する死刑廃止については拒否する政府の姿勢と終始一貫している。いわば、条約を、国家刑罰権の制約には用いず、ただ改正法案六条の二の罪新設のような国家刑罰権の拡大のための正当化理由としてのみ利用するという、いびつな国際正当化論と言えよう。

また、第二の理由である改正法案審議当時の国内の犯罪情勢は、同罪の新設が必要なほど切迫したものとは言え

ず、国内での国際的なテロの可能性が現実的でないことは、政府答弁を精査すれば明らかであった。

また、国際的なテロ対策ないし組織犯罪対策における脱抜け穴論は、上記のような条約の内容、国内における犯罪情勢の内容吟味が必要と言える。また主権国家であれば、当然のように認められるはずの国内の法原則との調整をしなければならぬ。そのような国内法の基本原則とは何かという内容吟味という側面においても、国会における政府答弁には説明不足の感は否めない。

2. そして改正法案六条の二の罪における各要件の具体的な内容と、罪刑法定主義の原則における明確性の原則との関係(II-2)についても、国会における政府の説明には大いに疑問が残るものとなった。簡単に言えば、同罪の規定は、想定される個別具体的な事例に則して考えれば考えるほど、この罪の条文の構造上、その個別具体的な事例における判断が、警察などの捜査機関、裁判所といった司法機関に委ねられていると合理的に予測できるものとなっている。

そのことは、国会での政府説明における改正法案六条の二の罪の限定性、明確性を象徴する同罪の「組織的犯罪集団」と「実行準備行為」のいずれにも、「その他の」という例示を意味する文言があり、一般の集団や団体と「組織的犯罪集団」との区別は明確でも限定的でもなければ、日常生活における日々の行動と、「実行準備行為」との区別は明確でも限定的とも言えないからである。

このように改正法案六条の二の罪における要となる二つの要件において、その限定性と明確性が疑わしいことが分かった。それゆえに、残るのは、ただ、同罪の対象犯罪の多さ、それゆえの処罰範囲の広さだけということになる。

それはまさに、日本の刑事司法の悪しき性格とも言うべき、捜査機関と裁判所という司法官僚の大きな裁量権を

委ねるといふ現状を容認ないし肯定することを前提としている。そのような日本の刑罰法令の性格でもある文言が抽象的で、それゆえに限定性も、明確性も欠けている同罪の規定によって、そのような弊害をさらに加速度的に拡大させかねない立法と言える。

いずれにしても、このような立法府による刑事司法における現場判断への丸投げとも言うべき改正法案六条の二の罪新設への動きの背後には、健全な刑事司法という現在の刑事司法に対する現状肯定、あるいは国家刑罰権発動における人権侵害や自由制限への鈍感さが存在すると言える。反対から言えば、戦前の治安維持法と同様なことは、現在において起きるわけがないという根拠のない樂觀論、あるいは、近代国家という強大な権限と権力を有する組織、国家刑罰権の発動条件としての刑事立法という歴史的な教訓への無知があると言えよう。

3 そのような前提の背後に何うことのできる現状認識や国家（刑罰）観、あるいは人間観というものは、改正法案成立後の運用における濫用の危険性の有無と、その背後にある政府答弁や専門家の説明からも明らかにすることができた（Ⅱ－3）。

それはたとえば、現行法延長論とも言うべき論理にも示されている。すなわち、日本の刑罰法令の体系上、改正法案六条の二のような共謀、陰謀、予備・準備などの各罪が存在していることをもって、改正法案六条の二の罪新設を正当化しようとする論理である。さらに、誤判ないし濫用許容論とも取れる論理もあった。すなわち、そもそも誤判や濫用といったものは、改正法案六条の二の罪に限ったことではなく、すべての刑罰法令ないし刑事司法に一般的に存在しているという論理である。これは、いわば濫用一般化論ないし誤判一般化論とも言うべきものである。すなわち、刑事司法において誤判や濫用がたとえ存在していたとしても、それは極々一部であって全体は、なお健全な刑事司法であるといった認識なのであるか。

そこには、少数派に対する権利抑圧の歴史、それにとまなう近代国家における刑罰権の濫用に苦しんだ人びとの苦しみといったことからの反省と教訓の姿勢を見ることはできない。過去は過去であり、現在とは断絶しているという時間観念なのか、それとも、過去の刑事司法の担い手と現在の刑事司法の担い手は、飛躍的に進歩しており、現在の担い手の優秀さをもつてすれば、そのような誤判や濫用などはありえないという認識なのか、いずれなのかは不明である。

ともあれ、改正法案六条の二の罪の立法理由としての必要性の脆弱性と比べると、上記のような刑事司法における健全性への信仰、主観的には警察などの捜査機関は法令遵守に努めているという姿勢の強調は堅固なものがあり、あまりに対照的なものと言える。

そのような性格は、今回の改正法案六条の二の罪新設などの国家審議に関与した国会議員そして官僚という担い手たち、専門家の経歴からも、ある程度明らかにすることができた。すなわち、比較的、多様な経歴で比較的年齢の若い国会議員とは異なり、関与した官僚たちのイメージは、おおよそ、五〇歳代後半から六〇代の東京大学法学部卒の男性という画一的なものと言えるからである。担い手たちが画一的で単一なものであれば、その思考回路もまた画一的で単一なものであるというのは、論理の飛躍ということになるのであろうか。

また、むしろ、今回の六条の二の罪新設をもって、世界の趨勢としての社会の変化に対応して、専門性や学問の危機を前にして、同罪新設などを積極的に評価し、併せて、刑事法の原則そのものを前倒し、捜査機関などの国家刑罰権の介入時期を早期化することを積極的に合理化し、あるいは正当化しようとする論者もいた。この際に考えなければならぬのは、同じ刑法の基本原則を唱える場合においても、二つの場面があるということであろうか。すなわち、新たな国家刑罰権、捜査権限を拡張するための論拠として基本原則に則した刑事立法をしようとする際

と、そうではなくて、既存の立法はもちろん、新たな刑事立法の際に、批判的な視角として用いるための近代刑事法の原則である。

このような刑事法の基本原則の用いられ方は、最終的には、その論者の近代国家における刑罰という実力行使のあり方への認識そして外国そして歴史からの反省と教訓をどのように考えるのかに帰着するように思われる。そして、法の普遍的な性質のみならず、その法が存在し、運用されている社会そして時代に対する考察が不可欠である。法(案)は、社会の鏡であり、鑑であると言われる。すなわち、法は二つの側面を持つ。一方では、時代や社会という現実の反映としての「鏡」と、そして他方で社会に特定の規範を提示する模範としての「鑑」を意味するものである。そこには、いずれにしても、この時代や社会をどのように考え、捉えるのかという事実の認識と、その上での今後の社会や時代に対してどのような法令(案)を提示していくのかという規範的なものが共に求められることとなる。そこに、この時代における新たな専門家の役割があるように思われる。

たしかに、この爆発的な高度情報社会において、知識の量という意味における古典的な専門性の壁は著しく下がっているとは言えよう。そしてこれまでの専門家に対する過剰とも言える尊重もまた急速に失われつつあると言えよう。しかし、そうであるからこそ、専門家もまた視野をより広く持ち、法、法令(案)を取り巻く社会、時代の変化を見定めつつも、そこにおける法、法令(案)のあるべき姿、普遍的な法則性を見いだすことのできる賢慮とも言うべきものを見つけ、広めるべきではなからうかと考えている。とくに、刑法、刑罰法令(案)という近代国家に必要不可欠な規範の考察のためには、日本、外国、さらに過去と現在という歴史研究へと視野を広げる必要がある。それは、その場限りの感情論が渦巻きやすい時代や社会の片隅においても、なお、「一隅を照らす」(伝教大師)ことが、刑事法を学ぶ専門家としての社会的な役割ではないかと考える。改正法案六条の二の罪新設をめぐる議論

の考察を終える今このときに、まさにこれを契機として、今後の専門家の役割、未来の専門性のあり方についてさらに考察を深めていきたいと考えている。⁽⁸⁶⁾ 【二〇一八年五月三一日脱稿】

(1) 考察対象とした改正法案の国会審議は、国立国会図書館の「日本法令索引」(<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp>)の「現行法令」で「法令名」に「組織犯罪処罰法」で検索、「法令沿革」の「平成二十九年六月二二日法律第六七号〔組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律一条・附則八条による改正〕」の「審議経過」を参照(二〇一八年四月二六日確認)。ただし、そもそも、この改正法案が法的に有効に「成立」したと言えるのかについては根本的な疑問もある。松宮孝明「組織的犯罪処罰法改正の問題点」論究ジュリスト二三三三号(二〇一七年)一〇五頁。松宮「共謀罪」を問う―法の解釈・運用をめぐる問題点(法律文化社、二〇一七年) i。

(2) なお、一九九九年に成立した組織犯罪処罰法(平成十一年法律第一三六号)における立法目的と、その規制手段との齟齬やそれゆえの濫用の危険性については、岡本洋一「いわゆる『対法案』における『組織的な犯罪の処罰』と『犯罪収益の規制等』とのあいだにあるもの」ジュリスコンサルタス(関東学院法学研究所、二〇〇〇年)一三一頁以下、岡本『近代国家と組織犯罪―近代ドイツ・日本における歴史的考察を通じて』(成文堂、二〇一七年)二五九―二六二、二五五頁註六四。改正法案の国会提出までの経緯、国会答弁の紹介としては、及川英宣(衆議院調査局調査員・法務調査室、肩書はすべて執筆当時のもの、以下同じ)。「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について―国際組織犯罪防止条約の締結のための国内法整備―」RESEARCH BUREAU 論究(衆議院調査局)一四号(二〇一七年)二四二頁以下、藤乗一道(法務委員会調査室)「テロ等準備罪の創設―組織的犯罪処罰法改正案に係る国会

論議―」立法と調査三九二号（二〇一七年）三頁以下、長末亮（国立国会図書館・前調査及び立法考査局行政法務課）「共謀罪をめぐる議論」レファレンス七八八号（二〇一六年）五三頁以下。また法務省刑事局の検察官たちによる解説として、隄良行（法務省刑事局参事官）・榊清隆（法務省刑事局刑事法制管理官室）「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について」法曹時報六九卷一〇号（二〇一七年）八七頁以下、隄「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について」警察學論集七〇卷一〇号（二〇一七年）一頁以下、榊「法令解説 組織犯罪処罰法の改正」時の法令二〇三八号（二〇一七年）四頁以下、加藤俊治（法務省大臣官房審議官）「組織犯罪処罰法等改正法の概要」論究ジュリスト二三号（二〇一七年）八八頁以下。ほかに山下幸夫「組織的犯罪処罰法改正による「共謀罪」の新設について」法学セミナー編集部編『共謀罪批判―改正組織的犯罪処罰法の検討― 共謀罪は何を変えるのか、その危険性を問う』（日本評論社、二〇一七年）一頁以下。

- (3) もちろん、国会の審議では繰り返し返しの質問、答弁も数多くあり、議論が深まっていかなかったという指摘はある。三橋麻子（朝日新聞東京本社社会部次長）「改正組織犯罪処罰法と報道 議論深める報道に工夫」新聞研究七九四号（二〇一七年）三二頁以下、同三六頁以下の木村優里（讀賣新聞東京本社政治部）「改正組織犯罪処罰法と報道」。高山佳奈子『共謀罪の何が問題か』（岩波書店、二〇一七年）六二―六六頁、高山「インタビュー」共謀罪の何が問題か『共謀罪批判』（前掲註2）一一頁以下、本秀紀「立憲主義・民主主義から見た共謀罪」『共謀罪批判』（前掲註2）五五頁以下。

- (4) 第一九三回国会平成二九年四月二二日衆議院法務委員会の藤原崇議員（自由民主党）発言。藤原崇は一八九三（昭和五八）年生まれ、静岡大学人文学部法学科卒、明治学院大学法科大学院修了、弁護士、参院議員秘書を経て、衆院議員（当選二回）、齋藤邦裕編『政官要覧平成二九春号』（政官要覧社、二〇一七年、以下、『政官要覧』と略。）二〇五頁。今国会での改正法案審議に関与した国会議員、官僚の経歴などは原則同書に従う。いずれも改正法案審議当時のもの。氏名表記は原

- 則審議録に従う。足立昌勝『テロ等準備罪』にだまされるな!―「計画罪」は「共謀罪」そのものだ―(三一書房、二〇一七年)五〇頁。斎藤貴男ほか編著『共謀罪』なんていらん!?(合同出版、二〇一六年)四四頁以下(足立執筆部分)。本稿は、内田博文『治安維持法の教訓―権利運動の制限と憲法改正―』(みすず書房、二〇一六年)一四―一九頁に倣い、改正法案に関与した者の経歴を取り上げる。同書は治安維持法(大正一四年法律第四六号)を生み育てた法曹家、政治家などを実名で取り上げ、負の遺産としての教訓を現代に示そうとする。同じ試みとして、岡本洋一「明治後期・帝國議會における団体・結社に対する刑事立法の審議について(その一)」熊本法学一三四号(二〇一五年)一頁以下、同(その二・完)熊本法学一三八号(二〇一六年)一頁以下。
- (5) 第一九三回国会平成二九年四月二二日衆議院法務委員会の井出庸生議員(民進党・信州長野)の発言。井出庸生は一九七七(昭和五二)年生まれ、東京大学教育学部卒、テレビ局記者を経て、衆議議員(当選第二回)、祖父は井出一太郎元官房長官、伯父は井出正一元厚生大臣(『政官要覧』(前掲註4)一一八頁)。
- (6) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の金田勝年法務大臣の改正法案趣旨説明。第一九三回国会平成二九年五月二九日参議院本会議の金田法務大臣の趣旨説明。金田勝年は一九四九(昭和二四)年生まれ、一橋大学経済学部卒、大蔵省主計局などを経て、参議議員(当選二回)、衆議議員(当選三回)、農林水産政務次官、外務副大臣を経て現職(『政官要覧』(前掲註4)五八頁)。外務省による条約の和訳は平成一五年三月「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/teary/pdf/teary156_7a.pdf (二〇一八年五月一〇日確認)
- (7) 第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の安倍晋三総理大臣の答弁、小川敏夫議員(民進党・新緑風会)の質問に答えて。安倍晋三は一九五四(昭和二九)年生まれ、成蹊大学法学部卒、神戸製鋼、外務大臣秘書官を経て、衆議議員(当選八回)、内閣官房副長官、官房長官を経て現職、父は安倍晋太郎元自由民主党幹事長、祖父は岸信介元総理大

- 臣〔『政官要覧』（前掲註4）一七二頁〕。小川敏夫は一九四八（昭和二三）年生まれ、立教大学法学部卒、判事補、検察官を経て、弁護士。参院議員（当選四回）、法務副大臣、法務大臣を歴任〔『政官要覧』（前掲註4）四四三頁〕。
- (8) 内閣官房／東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局〔二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組〕に係る工程表〕【大会の円滑な準備及び運営】①セキュリティの万全と安全安心の確保「1. セキュリティ対策検討・推進体制の整備（内閣官房、警察庁等）」の項目を参照。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyo2020_suishin_honbu/kankeikaigi/dai5/siryous3.pdf（二〇一八年四月二八日確認）
- (9) 平成二五年二月一〇日閣議決定「世界一安全な日本」創造戦略について〕三四頁〔5〕国際組織犯罪対策〕①国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約締結のための法整備〕。
https://www.kantei.go.jp/jp/kakugokettei/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/12/09/h251210_1.pdf（二〇一八年四月二八日確認）、高山〔前掲註3〕『共謀罪の何が問題か』二八～三四頁。
- (10) たとえば、第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理の答弁、逢坂誠二議員（民進党）の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の林眞琴政府参考人（法務省刑事局長）の答弁、宮崎政久議員（自由民主党）の質問に答えて。衆議院法務委員会の金田法務大臣の答弁、土屋正忠議員（自由民主党）の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月一二日衆議院法務委員会の盛山正仁法務副大臣の答弁、赤澤亮正議員（自由民主党）の質問に答えて。逢坂誠二は一九五九（昭和三四）年生まれ、北海道大学薬学部卒、ニセコ町役場職員、同町長（三期）を経て衆院議員（当選三回）、総理大臣補佐官、総務大臣政務官、『政官要覧』（前掲註4）四七頁。林眞琴は一九五七（昭和三二）年生まれ、東京大学法学部卒、検察官、仙台地方検察庁検事正を経て、現職〔『政官要覧』（前掲註4）八〇二頁〕。宮崎政久は一九六五（昭和四〇）年生まれ、明治大学法学部卒、弁護士を経て衆院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）

二八九頁。土屋正忠は一九四二（昭和一七）年生まれ、早稲田大学法学部卒、東京武蔵野市職員、同市議、同市長（六期）を経て、衆院議員（当選三回）、『政官要覧』（前掲註4）一〇六頁。盛山正仁は一九五三（昭和二八）年生まれ、東京大学法学部卒、神戸大学大学院修了、法学・商学博士、運輸省、環境省、国土交通省を経て衆院議員（当選三回）、法務大臣政務官を経て現職（『政官要覧』（前掲註4）二六五頁）。赤澤亮正は一九六〇（昭和三五）年生まれ、東京大学法学部卒、運輸省、米コーネル大学経営大学院経営学修士、日本郵政公社を経て衆院議員（当選四回）、国土交通政務官を経て現職、祖父は赤澤正道元自治相（『政官要覧』（前掲註4）一六三頁）。

- (11) 平成一六年一月一〇日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部「テロの未然防止に関する行動計画」<https://www.kantei.go.jp/singi/sosikanzai/kettei/041210kettei.pdf> 平成一九年一月一三日内閣官房「主なテロの未然防止対策の現状」<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2007/113anki.pdf> 平成二二年六月二九日内閣官房「主なテロの未然防止対策の現状」<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2011/110629tero-mizenboushi.pdf> 平成二六年一月二六日内閣官房「主なテロの未然防止対策の現状」https://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/boushaisaku_h261126.pdf 平成二九年二月一日内閣官房「主なテロの未然防止の現状」https://www.kantei.go.jp/singi/sosikanzai/kettei/20171211_mizenboushi.pdf（以上すべて二〇一八年四月一八日確認）。川村憲明（警察大学校）「日本におけるテロ対策法制」大沢秀介ほか編著『市民生活の自由と安全—各国のテロ対策法制—』（成文堂、二〇〇六年）二七二—三〇一頁、大沢俊介「総論 日本におけるテロ対策法制とその変容」大沢ほか編著『変容するテロリズムと法 各国における自由と安全—法制の動向』（弘文堂、二〇一七年）三七八—三九二頁、同三九九—四〇四頁の辻貫則「各論Ⅰわが国のテロ対策の現状と今後の展開」。

- (12) 第一九三回国会平成二九年五月二日衆議院法務委員会的小田原潔外務大臣政務官の答弁、赤澤亮正議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の水嶋光一政府参考人（外務省大臣官房審議官）の答弁、古川俊

治議員（自由民主党）の質問に答えて。小田原潔は一九六四（昭和三九）年生まれ、東京大学経済学部卒、銀行・外資系証券会社勤務を経て、衆院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）一〇七頁。水嶋光一は一九六一（昭和三六）年生まれ、東京大学法学部卒、官房審議官を経て、現職（外務省総合外交政策局審議官（大使）兼同領事局審議官）、『政官要覧』（前掲註4）八一六、八二七頁。古川俊治は一九六三（昭和三八）年生まれ、慶応大学医学・文学そして法学部卒、オックスフォード大学大学院修了、医師・弁護士、慶応大学法科大学院・同医学部外科教授、参院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）四三二頁。

(13) 暴力団についての統計は、たとえば、警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課「平成二八年における組織犯罪の情勢【確定版】平成二九年四月」https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/sotai/kikaku01/h28_sotai_jyousei.pdf（二〇一八年五月三日確認）

(14) 第一九三回国会平成二九年四月二二日衆議院法務委員会の高木勇人政府参考人（警察庁長官官房審議官）の答弁、浜地雅一議員（公明党）の質問に答えて。同旨の高木警察庁長官官房審議官の答弁が第一九三回国会平成二九年六月八日参議院法務委員会の東徹議員（日本維新の会）の質問への答えとして。高（高）木勇人は一九五二（昭和三七）年生まれ、東京大学法学部卒、警察庁刑事局刑事企画課長、警察大学校副校長・刑事局・犯罪収益対策担当兼生活安全局付（『政官要覧』（前掲註4）七四二頁）。警察庁人事（七日付）二〇一七年九月二日付朝日新聞。浜（濱）地雅一は一九七〇（昭和四五）年生まれ、早稲田大学法学部卒、証券会社、不動産会社、司法書士、弁護士を経て衆院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）二九一頁。東徹（あずま・とおる）は一九六六（昭和四一）年生まれ、近畿大学法学部卒、東洋大学大学院福祉社会システム専攻修了（修士）、会社員、政治家秘書、大阪府議を経て参院議員（当選一回）、『政官要覧（前掲註4）』二九一頁。平成二九年二月八日広報資料捜査第二課生活安全企画課「平成二九年の特殊詐欺認知・検挙状況等について」

https://www.rpa.go.jp/bureau/criminal/soumi/tokusyusagi/hurikomessage_toukei2017.pdf (二〇一八年五月二二日確認)

- (15) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。
- (16) 平成二九年一月一七日閣議報告・法務総合研究所「犯罪白書のあらまし」<http://www.moj.go.jp/content/001240287.pdf> (二〇一八年五月二日確認)。批判的なものとして、高山(前掲註3)『共謀罪の何が問題か』一三～一四頁。
- (17) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の金田法務大臣の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月九日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、松浪健太議員(日本維新の会)と井出庸生議員の質問に答えて。松浪健太は一九七一(昭和四六)年生まれ、早稲田大学商学部卒、新聞記者を経て、衆院議員(当選五回)、内閣府政務官、厚生労働政務官、叔父は松波健四郎元代議士(『政官要覧』(前掲註4)二六八頁)。
- (18) 自衛隊法(昭和二九年法律第一六五号)八一条の二第一項、特定秘密保護法(平成二五年法律第一〇八号)一二条二項一号そしてドローン禁止法、つまり、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二八年法律第九号)六条一項。なお、特定秘密保護法に対する批判的考察として、岡本洋一「特定秘密保護法が前提とする歴史観ないし国家観について」関東学院法学二四巻三号(二〇一五年)二七頁以下。
- (19) 第一九三回国会平成二九年四月二二日衆議院法務委員会の白川靖浩政府参考人(警察庁長官官房審議官)の答弁、松浪健太議員の質問に答えて。白川靖浩は一九六三(昭和三八)年生まれ、京都大学法学部卒、警察大学校副校長(兼)官房審議官(刑事局・犯罪収益対策担当)を経て現職(審議官(警備局・二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当)、『政官要覧』(前掲註4)七三六頁。ここでのテロリズムの定義は、警察庁組織令(昭和二九年政令第一八〇号)三九条四号や海上保安庁組織規則(平成一三年国土交通省令第四号)二二条二号、同四六条二項二号と同旨のものである。

- (20) 第一九三回国会平成二九年五月二日衆議院法務委員会の杉山治樹政府参考人(公安調査庁次長)の答弁、浜地雅一議員の質問に答えて。杉山治樹(すぎやま・はるき)は一九五九(昭和三四)年生まれ、東京大学法学部卒、最高検察庁検事を経て現職(公安調査庁次長(併)内閣官房内閣情報調査室国際テロ情報集約室次長)、『政官要覧』(前掲註4)六四八、八〇六頁。同旨のものに(前掲註11)平成一六年二月一〇日「テロの未然防止に関する行動計画」四頁や警察庁平成一六年八月「テロ対策推進要綱」高まるテロの脅威から国民を守るために」一頁。<https://www.npa.go.jp/keibi/btki2/youkou.pdf> (二〇一八年五月七日確認)

- (21) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理の答弁、土屋正忠、逢坂誠二そして國重徹(公明党)の各議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の飯島俊郎政府参考人(外務省大臣官房参事官)の答弁、宮崎政弘議員の質問に答えて。國重徹は一九七四(昭和四九)年生まれ、創価大学法学部卒、弁護士、税理士、衆議議員(当選二回)、『政官要覧』(前掲註4)一四四頁。飯島俊郎は一九六三(昭和三八)年生まれ、早稲田大学政治経済学部卒、外務省総合外交政策局参事官(大使)、『政官要覧』(前掲註4)八一七頁。同旨のものとして、第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の井田良参考人(中央大学大学院法務研究科教授)発言、第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の椎橋隆幸参考人(中央大学名誉教授/弁護士)発言。第一九三回国会平成二九年六月一三日参議院法務委員会の福田充参考人(日本大学危機管理学部教授)発言。井田「刑事立法の活性化とそのゆくえ」法律時報七五巻二号(二〇〇三年)五頁以下、井田「越境犯罪と刑法の国際化」斉藤豊治ほか編著『神山敏雄先生古稀祝賀論文集第二巻』(成文堂、二〇〇六年)六六九頁以下、井田「第四章 近年における刑事立法の活性化とその評価」井田ほか『立法学』フロンティア三 立法実践の変革(ナカニシヤ出版、二〇一四年)一〇三〜一〇四、一一五〜一一六頁。川出敏裕「犯罪への国際化へのアプローチと国際協力の現状」法律のひろば二〇一五年一月号四二頁以下。批判的なも

のとして松宮孝明「犯罪と戦争」法の科学三四号（二〇〇四年）八二頁。

- (22) 一九三回国会平成二九年四月二一日衆議院法務委員会の水嶋外務省大臣官房審議官の答弁、浜地雅一議員の質問に答えて。条約がテロ対策ではなく、マフィア対策であることを指摘するものとして、足立昌勝「改悪「盗聴法」その危険な仕組み」〔社会評論社、二〇一六年〕三七頁、松宮孝明「共謀罪」と『組織犯罪準備罪』法律時報八八巻二二号（二〇一六年）一頁以下、高山（前掲註3）『共謀罪の何が問題か』一五～一六頁。

- (23) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の岸田文雄外務大臣の答弁、藤野保史議員（日本共産党）の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の飯島外務省大臣官房参事官の答弁、宮崎政弘議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月二八日衆議院法務委員会の金田法務大臣と岸信夫外務副大臣の答弁、いずれも緒方林太郎議員（民進党）の質問に答えて。岸田文雄は一九五七（昭和三二）年生まれ、早稲田大学法学部卒、日本長期信用金庫、父（代議士）の秘書を経て、衆議議員（当選八回）、建設政務次官、文部科学副大臣などを歴任（『政官要覧』（前掲註4）一六七頁）。藤野保史は一九七〇（昭和四五）年生まれ、京都大学法学部卒、代議士秘書を経て、衆議議員（当選一回）、『政官要覧』（前掲註4）二四九頁。岸信夫は一九五九（昭和三四）年生まれ、慶応大学経済学部卒、住友商事を経て、参院議員（当選二回）、衆議議員（当選二回）、防衛政務官、兄は安倍総理、父は安倍晋太郎元外相、祖父は岸信介総理、『政官要覧』（前掲註4）一七一頁。緒方林太郎は一九七三（昭和四八）年生まれ、東京大学法学部在学中に外交官試験合格、議員政策秘書を経て衆議議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）二九三頁。また今井猛嘉「組織犯罪処罰法の改正とその意義―条約による国内刑法の発展」論究ジュリスト二三号（二〇一七年）九八～一〇〇頁も、条約の成立過程を概観し、条約がテロ対策とけつして無関係ではないことを明らかにしようとする。

- (24) 外務省平成一五年三月「国際連合条約の説明書」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gankov/creaty/pdf/s/creaty156_7b.pdf（二〇一八年

五月一〇日確認。第一九三回国会平成二九年六月八日参議院法務委員会の岸外務副大臣と福山哲郎議員（民進党）との質疑応答。福山哲郎は一九六二（昭和三七）年生まれ、同志社大学法学部卒、京都大学大学院修士、参院議員（当選四回）、内閣官房副長官、外務副大臣、『政官要覧』（前掲註4）四六四頁。ここで話題となった「ジュリストの論文」とは、片平聡（外務省条約局国際協定課課長補佐）「国際的な組織犯罪防止に関する国際連合条約」ジュリスト二二二号（二〇〇三年）三五頁以下のことと思われる。たしかに、その条約成立までの経緯にテロ対策という説明は確認できない。ほか、青木五郎（警察庁国際第二課長）「国連国際組織犯罪対策条約」警察學論集五二巻九号（一九九九年）一六頁以下、今井勝典（元警察庁国際二課課長補佐）「国連国際組織犯罪条約の実質採択について」警察學論集五三巻九号（二〇〇〇年）四六頁以下、七一頁表六、杉山徳明・西方健一（共に法務省刑事局付）「組織犯罪に対する国際的取組みについて——国際組織犯罪防止条約及びFATFの活動の概要を中心に——」法律のひろば五七巻五号（二〇〇四年）二四頁以下のいずれにもテロ対策との関連を示す言葉は確認できない。

- (25) 清水隆雄「テロリズムと法」レファレンス昭和五二（一九七七）年三月号三九頁以下、片山善雄『テロリズムと現代の安全保障 テロ対策と民主主義』（亜紀書房、二〇一六年）二一〜二二頁。初川満「国際社会におけるテロリズムの法的規制」初川「国際テロリズム入門」（信山社、二〇一〇年）四四〜四八、五七頁。金恵京『無差別テロ 国際社会はどう対処すればよいか』（岩波書店、二〇一五年）九五〜一五六、一六七〜一七六頁。足立（前掲註4）『テロ等準備罪』にだまされるな！』二一〜二五頁。村井敏邦『テロ対策と厳罰化』試論」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会『前野育三先生古稀祝賀論文集 刑事政策学の体系』（法律文化社、二〇〇八年）三二六〜三一七頁によれば、政府が「テロ対策」とする以上、その前提はテロの主体から国家は除外されるとするが、警察庁（前掲註20）「テロ対策推進要綱」は、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による拉致事件を取り上げる。国家によるテロもありうるという考えなのか、日本政府と国交のない政府

は「国家」とは言わないのか、いずれなのかは不明である。

- (26) 坂本まゆみ『テロリズム対処システムの再構成』（国際書院、二〇〇四年）一一八～二二、二九～三七、六五頁、初川（前掲註25）四〇～四一、四八～五六頁、稲原泰平「テロリズムの国際法上の意義」金沢星稜大学論集三七卷二号（二〇〇三年）二一～二九頁、中林啓修「対テロ協力の概念と制度発展：欧州における対テロ協力を中心に」Keio SFC Journal, vol. 5, no. 1, 2006, p. 74～97、足立（前掲註22）『改悪「盗聴法」その危険な仕組み』三〇～三四頁。

- (27) 第一九三回国会平成二九年四月二二日衆議院法務委員会の水嶋外務省大臣官房審議官の答弁、浜地雅一議員の質問に答えて。

- (28) 第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、有田芳生議員（民進党・新緑風会）の質問に答えて。有田芳生は立命館大学経済学部卒、ジャーナリストを経て参院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）四〇四頁。第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の松宮孝明（立命館大学大学院法務研究科教授）、新倉修（青山学院大学名誉教授）そして西村幸三（弁護士）各参考人の発言。第一九三回国会平成二九年六月一三日参議院法務委員会山下幸夫参考人（弁護士）の発言。片山（前掲註25）八一～八二、二二四頁、岡本（前掲註2）『国家と組織犯罪』二五七頁註六七。

- (29) 第一九三回国会平成二九年六月一三日参議院法務委員会の福田参考人発言。

- (30) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理の答弁、藤野保史議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一四日衆議院法務委員会の金田法務大臣、井野俊郎法務大臣政務官の答弁、共に井出庸生議員の質問に答えて。一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会での林法務省刑事局長の答弁、宮崎政久議員の質問に答えて。井野俊郎は一九八〇（昭和五五）年生まれ、明治大学法学部卒、弁護士、伊勢崎市議を経て衆院議員（当選二回）、現職（法務

兼内閣府政務官）、『政官要覧』（前掲註4）四〇四頁。

- (31) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の金田法務大臣の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月二八日衆議院法務委員会の井野法務大臣政府官の答弁、緒方林太郎議員の質問に答えて。法令上「その他の」という文言が例示を意味することについては、法制執務用語研究会編著『条文の読み方』（有斐閣、二〇一二年）三六―三九頁、第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の松宮参事人発言。

- (32) 第一九三回国会平成二九年四月一日衆議院法務委員会の金田法務大臣の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の金田法務大臣、井野法務大臣政府官の答弁、共に逢坂議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、古川俊治議員の質問に答えて。

- (33) 第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の東徹議員の発言。呼称問題については、松宮（前掲註1）『「共謀罪」を問う』一〇五―一〇六頁。

- (34) 新聞報道、とくに全国ないし地方各紙の社説・論説における改正法案の呼称は、一部新聞を除いては、政府の言う「テロ等準備罪」ではなく、「共謀罪」が多数であったと言える。「改正犯罪処罰法に関する社説・論説一覧二〇一七年三月一日～七月三十一日」新聞研究七九四号二〇一七年四〇～四七頁には新聞協会加盟各紙の表題時期の社説・論説の題名が三〇〇近く列挙されている。筆者が確認したかぎり、「テロ等準備罪」との名称を使用していたのは、以下の一三の社説・論説のみであった。すなわち、産経（三月四日付、五月二〇日付、六月二六日付）、読賣（三月二二日付、五月一〇日付、同二二日付、六月一六日付）、静岡（三月二二日付、萩内四月二二日付、徳島四月一五日付そして北國（四月一六日付、五月二二日付、六月一六日付）の各社説・論説である。

- (35) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の麻生太郎財務・金融担当大臣の答弁、土屋正忠議員の質問に答えて。

- (36) 第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の飯島外務省大臣官房参事官や木原稔財務副大臣の答弁、いずれも宮崎政弘議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月二二日衆議院法務委員会の三木亨財務大臣政務官の答弁、赤澤亮正議員の質問に答えて。麻生太郎は一九四〇（昭和一五）年生まれ、学習院大学政経学部卒、会社役員などを経て衆院議員（当選二回）、経済企画庁長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、外務大臣、内閣総理大臣を経て現職（『政官要覧』（前掲註4）一八三頁）。木原稔は一九六九（昭和四四）年生まれ、航空会社勤務を経て、衆院議員（当選三回）、防衛大臣政務官を経て現職（『政官要覧』（前掲註4）一八八頁）。三木亨は一九六七（昭和四二）年生まれ、中央大学法学部卒、会社員、徳島県議を経て参議院議員（一期）、『政官要覧』（前掲註4）四七九頁。
- (37) たとえば、石渡聖名雄（前法務省検事局付広島地方検察庁検事）「公衆脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」法曹時報六七巻五号（二〇一五年）三～四頁と同註三、註六。鈴木基久（元警察庁長官官房審議官・犯罪収益対策担当）「FATF勧告への対応」警察學論集六八巻四号（二〇一五年）二～三頁。同九頁以下の尾崎亮太（警察庁組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室課長補佐）「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の概要」、同二三頁註七。大澤裕次（財務省国際局国際機構課調査課企画官）「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策関連法の制定・改正の背景」法律のひろば二〇一六年四月四日号四頁以下、六頁表、七～九頁。
- (38) 第一九三回国会平成二九年四月二二日衆議院法務委員会の水嶋外務省大臣官房参事官の答弁、浜地雅一議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理による國重徹、藤野保史の各議員の質問に答えての答弁。同じく岸田外務大臣による土屋正忠議員の質問への答弁。第一九三回国会平成二九年四月一四日衆議院法務委員会の飯島外務省大臣官房参事官の答弁、今野智博議員（自由民主党）の質問に答えて。今野智博は一九七五（昭和五〇）年生まれ、早稲田大学政治経済学部卒、弁護士、衆院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）二一五頁。

て。

- (39) 第一九三回国会参議院法務委員会平成二九年六月一日の松宮参考人発言によれば、現に一九九三年にスウェーデンから犯人引き渡しを拒否されたとする。とはいえ、残念ながら、これが死刑存置を理由にしたものなのかは不明である。同旨のものとして松宮（前掲註22）『「共謀罪」と「組織犯罪準備罪」』三頁、松宮（前掲註1）『「共謀罪」を問う』i、二二～二二頁、松宮「生命刑（死刑）——国境を越えて見てみれば——」法律時報八七巻七号（二〇一五年）八頁以下。

- (40) 第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の小澤俊朗参考人（元在ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使・国際大学客員教授）発言。池田美穂（法務省大臣官房秘書課付）「第一四回（二〇二〇年）国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）日本開催の意義——京都コングレスから五〇年の節目に向けて」法律のひろば二〇一五年一月号四頁以下。批判的観点から、このことを指摘するのは、松宮（前掲註1）『「共謀罪」を問う』二四～二五頁、桐山孝信「国際組織犯罪防止条約をめぐる国際刑事法と国際人権法」『共謀罪批判』（前掲註2）八七頁註二一。

- (41) 大澤裕次（前掲註36）七～九頁。

- (42) 山口薫「死刑廃止に向けた国際的動向二〇一六年」『年報・死刑廃止二〇一七』（インパクト出版会、二〇一七年）一四二頁以下によれば、二〇一六年現在、世界一九八国と地域で死刑を廃止しているのが一〇四、存置が日本をふくめて五七。

- (43) 内田博文「刑事法の『国際化』について」刑法雑誌三七巻一号（一九九七年）六～九頁、内田『日本刑法学のあゆみと課題』（日本評論社、二〇〇八年）四六～四七、一三五、二四四頁。松宮（前掲註1）『「共謀罪」を問う』八～九頁。以て非なる表現として人権と経済利害に関する条約について「まだらな国際化」と指摘するのが、井田良「刑事立法の時代——現状と課題」犯罪と非行二六〇号（二〇〇九年）二四～二五頁、井田（前掲註21）「近年における刑事立法の活性化とその評価」一一五～一一六頁。とはいえ、井田『講義刑法学・総論』（有斐閣、二〇〇八年）五四八～五一一頁は、死刑廃止を妥当とする。人間

が担い、動かす制度としての死刑制度のコスト（人的・物的資源、精神的負担、誤判など）と制度から得られる有益性を冷静に衡量して死刑廃止論に至るのである。しかし、先の「まだらな国際化」論では死刑廃止論は主張されていない。国立国会図書館調査及び立法考査局「わが国が未批准の国際条約一覧（二〇一三年一月現在）」一七頁九に死刑廃止条約、二三頁四六に国際犯罪防止条約の説明がある。http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196396_po_201203d.pdf?contentNo=1（二〇一八年五月二五日確認）

- (44) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の岸田外務大臣の答弁、土屋正忠、國重徹そして藤野保史の各議員の質問に答えて、同日衆議院本会議の金田法務大臣の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月四日衆議院法務委員会の武井俊輔外務大臣政務官の答弁、井出庸生議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の安倍総理の答弁、松浪健太議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月二日衆議院法務委員会の岸外務副大臣の答弁、赤澤亮正議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月二日衆議院法務委員会の井野法務大臣政務官の答弁、階猛議員（民進党）の質問に答えて。武井俊輔は一九七五（昭和五〇）年生まれ、中央大学文学部卒、会社員、早稲田大学大学院公共経済研究科修了、宮崎県議を経て、衆議院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）一九二頁。階猛（しな・たけし）は一九六六（昭和四一）年生まれ、東京大学法学部卒、銀行員を経て弁護士、衆議院議員（当選四回）、総務大臣政務官、『政官要覧』（前掲註4）五二頁。
- (45) 第一九三回国会平成二九年五月二日衆議院法務委員会の階猛議員の発言。第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の海渡雄一参考人（弁護士）意見、さらに松浪健太議員の質問に答えての発言。第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の高山佳奈子参考人（京都大学大学院法学研究科教授）発言、畑野君枝議員（日本共産党）の質問に対して。畑野君枝は一九五七（昭和三二）年生まれ、横浜国立大学教育学部卒、中学校教諭、参院議員（当選一回）、

- 衆院議員（当選一回）、『政官要覧』（前掲註4）二二三頁。松宮（前掲註1）『共謀罪』を問う』一六〇一七頁。
- (46) 足立（前掲註4）『テロ等準備罪』にだまされるな！』一六七頁の翻訳。抄訳が、かつて外務省ホームページに存在していた。平成一八年六月一六日外務省「国際組織犯罪防止条約の『立法ガイド』における記述について」<https://archive.fo/h8qr>（二〇一八年五月二日確認）また、長末（前掲註2）六〇〇六一頁、六一頁註四八。
- (47) 第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の飯島俊郎外務省大臣官房参事官の答弁、松浪健太議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月二一日衆議院法務委員会の水嶋外務省大臣官房参事官の答弁、安藤裕議員（自由民主党）の質問に答えて。同じく井野法務大臣政務官の答弁、階猛議員の質問に答えて。安藤裕は一九六五（昭和四〇）年生まれ、慶応大学経済学部、会社員、税理士、衆院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）二六三頁。
- (48) 第一九三回国会平成二九年四月二一日衆議院法務委員会の松浪健太議員の発言。足立（前掲註4）『テロ等準備罪』にだまされるな！』一六五頁に翻訳。外務省（前掲註46）「国際組織犯罪防止条約の『立法ガイド』における記述について」でも立法ガイドの性格について、条約の締結や実施に当たり各国の参考とするもので、規定への有権的解釈を提供するものではないとしていた。松宮孝明「一般人は明確な処罰対象——『共謀罪』法案の解説」法と民主主義二〇一七年五月号七頁註一四、新倉修「共謀罪は条約加入に必要か」世界二〇一七年六月号五五頁。
- (49) 第一九三回国会平成二九年四月二一日衆議院法務委員会の水嶋外務省大臣官房参事官の答弁、安藤裕議員の質問に答えて。ほかに第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の高山参考人発言、畑野君枝議員に対する質問に対して。第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の海渡参考人発言、第一九三回平成二九年六月二三日国会参議院法務委員会の山下参考人発言。
- (50) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理の答弁、藤野保史議員の質問に答えて、同日衆議院本会議の

金田法務大臣の答弁、土屋正忠議員の質問に答えて、同衆議院本会議の岸田外務大臣の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、宮崎政久議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月二九日参議院本会議の横島裕介政府特別補佐人（内閣法制局長官）の答弁、真山勇一議員（民進党・新緑風会）の質問に答えて。横島裕介は一九五一（昭和二六）年生まれ、東京大学法学部卒、司法試験合格、内閣法制局次長を経て現職（『政官要覧』（前掲註4）六五六頁）。真山勇一は一九四四（昭和一九）年生まれ、東京教育大学文学部卒、テレビ局勤務、東京調布市議、保護司を経て参院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）四四六頁。

(51) 前野育三「予備罪の諸問題」中山研一編著『現代刑法講座第三卷』（成文堂、一九七九年）一四三頁以下。西村克彦「予備罪・陰謀罪をめぐる諸問題」警察研究三六卷七号（一九六五年）三頁以下によれば、そもそも現行法上の予備と陰謀の各罪は、それほど明確に区分されてはおらず、その対象犯罪によるとされる。なお、現行法の共謀・陰謀、予備の各罪一覧については、足立（前掲註4）『テロ等準備罪』に「だまされるな！」一五七～一六一頁、石村耕治・清水晴生「日米比較…共謀罪（テロ等準備罪）と税務専門職—アメリカの税務専門職・納税者に対する共謀罪適用事例に学ぶ」白鷗法学二四巻一号（二〇一七年）六七頁図表一と六七頁註一〇。亀井源太郎「『共謀罪』あるいは『テロ等準備罪』について」慶應法学三七号（二〇一七年）一五九頁註三五。

(52) 現行法上の共謀・謀議あるいは陰謀の各罪は、その対象犯罪の性質から、以下の五つの類型に分類できる。

・ 第一類型…内乱罪と外患誘致、私戦の罪の共謀・謀議そして陰謀の罪

刑法（明治四〇年法律第四五号）七七条一項二号、七八条、八八条、九三条

破壊活動防止法（昭和二七年法律第二四〇号）三九条一項、四〇条二項

爆発物取締罰則（明治一七年太政官布告第三三三号）一条、四条

- ・第二類型・機密の探知・漏示についての陰謀・共謀の罪
 - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第一三八号）七条
 - 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第一六六号、いわゆるM S A秘密保護法）五条
 - 特定秘密の保護に関する法律二五条一項二項
- ・第三類型・公務員における同盟罷業、怠業その他の争議行為遂行の共謀の罪
 - 国家公務員法（昭和二十二年法律第一二〇号）九八条二項後段
 - 地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号）六一条一項四号
 - 自衛隊法（昭和二十九年法律第一六五号）一一九条二項二号
- ・第四類型・公営ギャンブルにおける公正を害する試合の共謀の罪
 - 競馬法（昭和二十三年法律第一五八号）三二条の六
 - 自転車競技法（昭和二十三年法律第二〇九号）六五条
 - 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二〇八号）七〇条
 - モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二四二号）七七条
 - スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成一〇年法律第六三号）四二条
- ・第五類型・個人の身体への侵害に対する共謀の罪
 - 軽犯罪法（昭和二十三年法律第三九号）一条一項二九号
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）四七条一項五号と三〇条の二第一項二号

- (53) このような改正法案を現行法から正当化しようとするのが、井田（前掲註43）「刑事立法の時代」二二頁註二〇、井田「最近の刑事立法をめぐる方法的諸問題」ジュリスト二〇〇八年二月一五日号五六頁註八。
- (54) 東京地判昭和三九・五・三〇下刑集六卷五・六号六九四頁。
- (55) 東京高判昭和四二・六・五高刑集二〇卷三三五頁、この判断を最一小決昭和四五・七・二刑集二四卷七号四一二頁も支持した。第一九三回国会平成二九年五月一二日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、浜地雅一議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、山添拓議員（日本共産党）質問に答えて。山添拓は東京大学法学部卒、早稲田大学大学院法務研究科修了、弁護士、参院議員（当選一回）、『政官要覧』（前掲註4）六五六頁。
- (56) 第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の金田法務大臣の答弁、階猛議員と井出庸生議員の各質問に答えて、同日の盛山法務副大臣の答弁、宮崎政久議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、糸数慶子議員（沖縄の風）の質問に答えて。糸数慶子は一九四七（昭和二二）年生まれ、読谷高校卒、琉球放送、国際ツーリズム専門学校、沖縄県議（三期）を経て参院議員（当選三回）、『政官要覧』（前掲註4）四九一頁。
- (57) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。
- (58) 第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院国会法務委員会の井田参考人発言。この発言を引用したのが第一九三回国会平成二九年五月二三日衆議院本会議の平口洋議員（自由民主党）の改正法案への賛成討論。ほかに改正法案の犯罪成立要件を「三重の限定」と肯定的に評した同日衆議院本会議の吉田宣弘議員（公明党）の賛成討論。平口洋は一九四八（昭和二三）年生まれ、東京大学法学部卒、秋田県警察本部長、国土交通省河川局長を経て、衆議院議員（当選三回）、『政官要

覧』(前掲註4) 一六七頁。吉田宣弘は一九六七(昭和四二)年生まれ、九州大学法学部卒、福岡県大牟田市職員、会社員、参院議員秘書を経て衆院議員(当選一回)、『政官要覧』(前掲註4) 二九二頁。

(59) ある刑罰法規が曖昧、不明確ゆえに憲法三二条に反するか否かは、通常の判断能力を有する一般人の理解で、具体的場合に当該行為がその適用を受けるか否かの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによるとする徳島公安条例大法院判決(最大判昭和五〇・九・一〇刑集二九卷八号四八九頁)。

(60) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の安倍総理の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。

(61) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の金田法務大臣の答弁、國重徹議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月二一日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、藤原崇議員の質問に答えて。

(62) 第一九三回衆議院法務委員会平成二九年四月一四日林法務省刑事局長の答弁、國重徹議員の質問に答えて。偽りにより各種の税を免れる罪として、別表第三第五二号の所得税法(昭和四〇年法律第三三三号)二三八条一項三項の罪、別表第三第五三号の法人税法(昭和四〇年法律第三四号)一五九条一項、三項の罪、別表第三第六六号の消費税法(昭和六三年法律第一〇八号)六四条一項、四項の罪。

(63) 第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の安倍総理、林法務省刑事局長の答弁、共に有田芳生議員の質問に答えて。また通常の企業がその性質を一変させたときに組織犯罪処罰法に該当したという裁判例として第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会が松宮参考人が指摘したのが、最三小決平成二七・九・一五刑集六九卷六号七二二頁である。これはリゾート施設の管理運営などを業務目的とするA社の実質オーナーであった被告人が、同社が実質破綻状態にあったのに、施設利用の預託金などの名目で金銭詐取を共同目的として、同社役員たちと共謀し、計一九四名の被害者から総額約四億円を騙し取ったとして、組織犯罪処罰法の組織的詐欺に問われた事件である。裁判所は、被告人ら主

な構成員たちを「共同の目的を有する多数人の継続的結合体であり、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの」として組織犯罪処罰法二条一項に当たり、「詐欺に当たる行為を実行するための組織」として同法三条一項九号（当時、現在は一三号）を成立させた。この裁判例はたしかに一般企業がその性質を一変させ、組織犯罪処罰法上の組織とされた事案とは言えるが、改正法案六条の二では上記のように「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行すること」としており、直接の先例とは言い難い。同旨説明は、第一九三回国会平成二九年四月二一日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、山尾志桜里（民進党）議員の質問に答えて、第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の林法務省刑事局長答弁、古川俊治議員の質問に答えて、山尾志桜里は第一九七四（昭和四九）年生まれ、東京大学法学部卒、検察官、衆院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）一三〇頁。ほか第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の井田参考人発言。

(64) 第一九三回国会平成二九年四月六日衆議院本会議の岸田外務大臣の答弁、國重徹、藤野保史そして逢坂誠二の各議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年四月一四日衆議院法務委員会の飯島俊郎外務省大臣官房参事官の答弁、今野智博議員の質問に答えて、同日衆議院法務委員会の武井外務大臣政務官、井野法務大臣政務官の答弁、逢坂誠二議員の質問に答えて。

(65) 第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の安倍総理の答弁、山尾志桜里議員の質問に答えて。

(66) 二〇一七年四月一八日付東京新聞「共謀罪」対象犯罪 衆院事務局調査「三二六」、政府「二七七」と相違」、二〇一七年四月二八日付東京新聞「共謀罪」対象二七七犯罪の内訳判明 分類変え「テロ」最多に 資料入手」。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、宮崎政久議員の質問に答えて。たしかに、ここで例として挙げられている規定を確認すると、かつての数え方に一貫性があるとは認めがたい。たとえば、一つと数えた例として、

暴行または脅迫という行為態様の共通性をもって、異なる年齢の被害者を客体とする刑法一七六条（強制わいせつ罪、改正前）や同じく客体を異にする刑法二三六条一項と二項（強盗罪）、他方で細分化したものとして損壊やその他の方法による電車などの往来危険を処罰する刑法一二五条一項と二項。

(67) 第一九三回国会平成二九年四月二八日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、平口洋議員の質問に答えて。隄・榑（前掲註2）一一四～一二六頁、隄（前掲註2）七頁、榑（前掲註2）一〇頁。亀井（前掲註51）一六五～一六八頁。

(68) 第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の高山参考人発言、同旨のものとして高山（前掲註3）『共謀罪の何が問題か』二三頁以下。第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の松宮参考人発言、第一九三回国会平成二九年六月一三日参議院法務委員会の山下幸夫参考人発言、山下和之（無所属）の質問に答えて。山口和之は一九五六（昭和三一）年生まれ、東京国際大学商学部卒、東京衛生学園リハビリテーション学科卒、理学療法士、衆議議員（当選一回）、参議議員（当選一回）、『政官要覧』（前掲註4）三九〇頁、「参議院議員山口和之」公式ホームページ<http://team-kazuyuki.com/profile/>（二〇一八年五月二八日確認）。なお、第一九三回国会平成二九年五月二二日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、浜地雅一議員の質問に答えて。雑誌『世界』編集部「共謀罪のある日常 共謀罪成立のとき、私たちの生活は―」世界二〇一七年五月号六〇頁以下。

(69) 第一九三回国会平成二九年四月二八日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、平口洋議員の質問に答えて。

(70) このうち、著作権法違反の罪については、第一九三回国会平成二九年五月二二日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長と浜地雅一議員との質疑応答。第一九三回国会平成二九年六月八日参議院法務委員会の林法務省刑事局長と山口和之との質疑応答。第一九三回国会平成二九年六月一三日参議院法務委員会の山下幸夫参考人発言。ビジネス活動への萎縮効果を危惧するものとして、上柳敏郎「ビジネス法務・経済活動の自由と共謀罪」『共謀罪批判』（前掲註2）一〇八頁以下、升永

英俊ほか共謀罪法案に反対するビジネスロイヤルの会編者『ビジネスが危ない！共謀罪の真実』（ジェネシスビジネス出版、二〇一七年）。また、環境問題や基地建設などの反対運動で適用が想定されうる組織的な威力業務妨害罪（別表第三第一号、組織犯罪処罰法三条一項二号）については、第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の海渡参考人発言、第一九三回国会平成二九年六月八日参議院法務委員会の林法務省刑事局長と糸数慶子との質疑応答。

(71)

一九三回国会平成二九年四月一九日と四月二二日の衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、いずれも枝野幸男議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月三〇日参議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、有田芳生議員の質問に答えて。枝野幸男は一九六四年（昭和三九）年生まれ、東北大学法学部、弁護士、衆院議員（当選八回）、内閣官房長官、経済産業大臣を歴任（『政官要覧』（前掲註4）七四頁）。同旨のものとして第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の井田参考人意見、山尾志桜里議員の質問に答えて。なお、これらの論議を「枝葉末節」「珍問、奇問」とする松波・土屋議員の意見や「極論」とする新聞報道には立法府や言論機関の役割への根本的な誤解がある。第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の松浪健太議員発言。第一九三回国会平成二九年五月一九日衆議院法務委員会の土屋正忠議員発言。二〇一七年五月二日付産経新聞ウェブ版【テロ等準備罪】山でキノコ狩りはダメ？一般人も対象って本当？極論で不安おある野党」、同年五月一九日付産経新聞も同旨。たとえば、第一九三回国会平成二九年四月一四日衆議院法務委員会の盛山法務副大臣の答弁と逢坂誠二議員との質疑応答からも明らかのように、外務省、法務省をして内閣法制局が検討したとしても、国会や言論機関による検討は必要である。とくに法律の専門家ならば、第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の加藤健次参考人（弁護士）発言のとおり、改正法案の内容を素直に読んで、想定される適用対象がどこまでかという議論をすることは必要不可欠である。それを拒み、「そんなことはあり得ない、一般人は改正法案の対象にはなり得ない」と断言するのは、立法府ないし言論機関としての責任放棄に等しい。

- (72) 第一九三回国会平成二九年六月八日参議院法務委員会の山口和之議員発言。宮本弘典『国家刑罰権正統化戦略の歴史と地平』（編集工房朔、二〇〇九年）九九頁。
- (73) 井田良「刑法と判例と学説」法学教室三二二号（一九九九年）一六～一七頁、後に井田『変革の時代における理論刑法学』（慶應義塾大学出版会、二〇〇七年）六一頁所収。
- (74) 第一九三回国会平成二九年四月一九日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、宮崎政久議員と國重徹議員の質問に答えて。隈・樺（前掲註2）二二一、一三五頁註二四、樺（前掲註2）一五頁、隈（前掲註2）二二頁。
- (75) 第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の高山参考人発言、第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の松宮参考人発言。松宮（前掲註1）『「共謀罪」を問う』一〇九～一一〇頁は、客観的構成要件と解釈したことによる共犯関係などへの理論上の問題性を指摘する。
- (76) 中野次雄ほか『註釈軽犯罪法』（良書普及会、一九四八年）八八～八九頁、伊藤榮樹（勝丸充啓改訂）『軽犯罪法（新装第二版）』（立花書房、二〇一三年）一二頁表、二二～二三頁、二〇一～二〇三頁。
- (77) 第一九三回国会平成二九年四月二八日衆議院法務委員会の林法務省刑事局長の答弁、吉田宣弘議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月二九日参議院本会議の金田法務大臣の答弁、仁比聡平議員（日本共産党）の質問に答えて。仁比聡平は一九六三（昭和三八）年生まれ、京都大学法学部卒、弁護士、参院議員（当選二回）、『政官要覧』（前掲註4）三八九頁。第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の井田参考人発言。
- (78) 第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の松宮参考人発言。
- (79) 第一九三回国会平成二九年四月二八日衆議院法務委員会の金田法務大臣答弁、藤野保史議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月一九日衆議院法務委員会の金田法務大臣答弁、山尾志桜里議員の質問に答えて。

- (80) 第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の井田参考人発言、山尾志桜里議員の質問に答えて、第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の木村圭二郎参考人（弁護士・ニューヨーク州弁護士）発言、畑野君枝議員の質問に対して。同日の椎橋参考人発言。木村佳二郎「テロ等準備罪制定過程における論点―反対論を素材とした検討―」
刑事法ジャーナル五五号（二〇一八年）四〇頁以下。
- (81) 第一三回国会昭和二七年四月二四日衆議院法務委員会吉河光貞政府参考人（検事・法務府特別審査局長）は、破防法の濫用の危険性について、「終戦後」の多数の法令にも予備、陰謀などの罰則が存在し、従来の司法・警察の運用も「いささかもこれが濫用されたという事実はない」し、これからもないと答弁し、「ばかなことを言うな、しよつちゅう濫用じやないか」と議場からの批判を受けている。既存の規定による正当化、濫用の危険性否定論は現在と共通のものと云える。
- (82) 松宮（前掲註48）「一般人は明確な処罰対象―『共謀罪』法案の解説―」三頁。
- (83) 荻野富士夫『特高警察体制史―社会運動抑圧取締の構造と実態』（せきた書房、一九八八年）一七〇～一八七、一七三頁表一六と表一七、二二五～二三四、二二七頁表二四、荻野『特高警察』（岩波新書、二〇一二年）二四～三〇、九三～九八頁。
- (84) 第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の海渡参考人発言、畑野君江議員の質問に答えて。
- (85) 第一九三回国会平成二九年六月一日衆議院法務委員会の新倉、松宮の各参考人意見、共に山口和之議員の質問に答えて。足立（前掲註4）『テロ等準備罪』にだまされるな！一一〇頁。
- (86) 内田博文「共謀罪と治安維持法―政府は何を蘇らせようとしているのか」世界二〇一七年五月号五〇頁以下、内田「治安維持法と共謀罪」「共謀罪批判」（前掲註2）一一九頁以下、内田「憲法施行七〇年・司法はどうあるべきか―戦前、戦後そしていま」法と民主主義二〇一七年一二月号四頁以下、内田「治安維持法と共謀罪」（岩波新書、二〇一七年）、荻野（前掲註83）『特高警察体制史』四三三～四四〇頁、荻野「思想検事」（岩波新書、二〇〇〇年）iv、一八七～一九六頁。岡

本（前掲註2）『近代国家と組織犯罪』一八三頁註一一三。

- (87) 第一九三回国会平成二九年六月八日参議院法務委員会の同日の盛山法務副大臣、金田法務大臣の答弁、福島みずほ（希望の会（自由・社会民主党））の質問に答えて、同日の井野法務大臣政務官、林法務省刑事局長の各答弁、山添拓議員の質問に答えて。福島みずほは一九五五（昭和三〇年）生まれ、東京大学法学部卒、弁護士、参院議員（当選四回）、『政官要覧』（前掲註4）四一六頁。

- (88) 第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の木村参考人発言。

- (89) 第一九三回衆議院法務委員会平成二九年四月一四日林法務省刑事局長の答弁、國重議員の質問に答えて。

- (90) 第一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の加藤健次参考人意見。川崎英明「共謀罪と刑事手続の変容」『共謀罪批判』（前掲註2）四二頁以下、高山（前掲註3）『共謀罪の何が問題か』五五頁。

- (91) 第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の高山参考人発言、松浪健太議員の質問に答えて。

- (92) 第一九三回国会平成二九年四月一四日衆議院法務委員会、白川警察庁長官官房審議官、藤野保史議員の質問に答えて。第

一九三回国会平成二九年五月一六日衆議院法務委員会の加藤健次参考人意見。二〇一六年二月二一日付産経新聞WESTウェブ版「風力発電建設反対派の個人情報報告を県警職員が「漏えい」住民が提訴「まるで犯罪者の扱い」」。

- (93) 第一九三回国会平成二九年四月二八日衆議院法務委員会の小林鷹之防衛大臣政務官の答弁、階猛議員の質問に答えて。第一九三回国会平成二九年五月二九日参議院本会議の安倍総理の答弁、仁比聡平議員の質問に答えて。ほか、第一九三回国会平成二九年六月一日参議院法務委員会の松宮参考人発言、山口和之議員の質問に答えて、第一九三回国会平成二九年六月一三日参議院法務委員会の山下幸夫参考人発言、糸数慶子議員の質問に答えて。小林鷹之は一九七四（昭和四九）年生まれ、東京大学法学部卒、財務省、ハーバード大学ケネディ行政大学院修了、在米日本大使館一等書記官を経て衆議院議員

- (94) (当選二回)、『政官要覧』(前掲註4) 八一頁。スノーデンファイルについては、軍司泰史『スノーデンが語る「共謀罪」後の日本―大量監視社会に抗するために―』(岩波書店、二〇一七年) 二四―三三頁、三〇頁の提供文書、松宮(前掲註1)『共謀罪』を問う『五三―五四頁、井桁大介「共謀罪・監視・テロ対策」『共謀罪批判』(前掲註2) 九一頁以下。
- (94) 大量の情報データを「科学的に」分析し、人間を「ブラック」「ホワイト」「グレー」と分類することを提唱するのが、松尾庄一(NEC顧問・元近畿管区警察局長)「データ科学を活用した警察活動の展開」警察學論集七〇巻七号(二〇一七年) 一七九頁。このような分類が人種的偏見と結びついたときの危険性は言うまでもない。たとえば、警察庁(前掲註20)「テロ対策推進要綱」における国内約九万人(当時)のイスラム・コミュニティをイスラム過激派の潜在的温床と見なすかのような記述。さらに小林祐紀「各論Ⅱムスリムに対する監視・情報収集」大沢ほか編著『変容するテロリズムと法』(前掲註11) 四一五頁以下、四一七頁註五、同註六。第一九三回国会平成二九年五月一九日衆議院法務委員会の白川警察庁長官官房審議官と藤野保史議員との質疑応答。青木理ほか編著『国家と情報―監視庁公安部「イスラム捜査」流出資料を読む』(現代書館、二〇一二年)。さらに車両に無断で全球測位システム(GPS)装置を取り付けることで位置情報を把握する捜査方法を刑訴法上特別の根拠規定がなければ許されない強制処分(刑訴法一九七条一項但書)とし、立法措置が望ましいとした、最大判平成二九・三・一五刑集七一巻三号一二三頁と改正法附則一二条二項。指宿信「監視の時代とプライバシー」GPS捜査大法廷判決を踏まえて考える」世界二〇一七年六月号四六頁以下。
- (95) 第一九三回国会平成二九年四月二五日衆議院法務委員会の井田参考人発言。同旨のものとして、井田(前掲註43)「刑事立法の時代」一二―一三頁、井田(前掲註53)「最近の刑事立法をめぐる方法論的諸問題」五九頁、井田(前掲註21)「近年における刑事立法の活性化」九七頁。
- (96) 岡本(前掲註2)『近代国家と組織犯罪』二七九―二八二頁。

- (97) 片山(前掲註25) 一一～一六、二九～三九頁。初川(前掲註25) iii～v、三九～四〇頁。
- (98) 初川(前掲註25) 四二～四四、六六～六八頁、中林(前掲註26) 八〇～八一、九二頁。
- (99) 金(前掲註25) 一八二、一八八頁。
- (100) 浅田和茂「刑事立法の嚴罰化」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会『前野育三先生古稀祝賀論文集 刑事政策学の体系』(法律文化社、二〇〇八年) 三三二頁以下、松原芳博「第五章 立法化の時代における刑法学」井田ほか『立法学のフロンティア三』(前掲註21) 一二三～一四六頁。井田(前掲註21) 「近年における刑事立法の活性化」四～五頁、井田(前掲註43) 「刑事立法の時代」八～二五頁。警察庁(前掲註20) 「テロ対策推進要綱」は事実やデータに基づくテロの可能性ではなく、世論調査でのテロへの不安から始めている。これも世論調査による印象操作と言えようか。
- (101) 奥井智之『恐怖と不安の社会学』(弘文堂、二〇一四年) 一二～一四、一二～二三、六八、九三～一〇二、一〇八～一一七、一三一～一三三頁。
- (102) 井田良「変革の時代における刑事法学の在り方」学説の動向(日本学術会議) 二〇〇六年三月五六～五九頁、井田(前掲註43) 「刑事立法の時代」二四頁、井田「社会の変化と刑法」三井誠ほか編著『鈴木茂嗣先生古稀祝賀記念論文集(上巻)』(成文堂、二〇〇七年) 二〇頁以下、井田(前掲註73) 『変革の時代における理論刑法学』一一～二五頁。
- (103) 井田(前掲註43) 「刑事立法の時代」二五～二六頁、井田「社会の変化と刑法」五～六頁、井田(前掲註73) 『変革の時代における理論刑法学』一六～一七頁。
- (104) 池内了「科学者心得帳 科学者の三つの責任とは」(みすず書房、二〇〇七年) 二～三、一五～二二頁、新屋達之「法の原理・原則に立ち戻って議論しよう」法と民主主義二〇一六年二月二八頁以下。法律をはじめとして医療そして教育などの専門家の未来とAI(人工知能)など激変する社会の変化については、リチャード・サスカインド/ダニエル・サスカ

インド（小林啓倫訳）『プロフェッショナルの未来』、『IT時代に専門家が生き残る方法』（朝日新聞出版、二〇一七年）に詳しい。この点については今後の課題としたい。

(105) なお、昨年改正法案六条の二の罪をテーマとして、玉名市や熊本市内の講演に招かれる機会を頂いた。学問の役割そして専門家としての社会貢献のあり方を見直す良い機会となりました。ありがとうございました。